

1 出席議員及び欠席議員

出席議員（13名）

1 番	太田佳祐君	2 番	廣瀬隆博君
3 番	乾豊君	4 番	若山隆史君
5 番	藤墳理君	6 番	江上聖司君
7 番	中村ひとみ君	8 番	安田功君
9 番	角田寛君	10 番	木村千秋君
11 番	後藤省治君	12 番	富田栄次君
13 番	栗田利朗君		

欠席議員（なし）

2 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者

町長	早野博文君	総務課長	高橋伸行君
企画調整課長	木下誠司君	税務課長	水野忠宗君
健康福祉課長	藤塚康孝君	子育て推進課長	吉野敬子君
住民課長	北村嘉彦君	建設課長	立川昭雄君
産業課長	太田宣男君	上下水道課長	多賀靖君
会計管理者兼 会計課長	中嶋努君	消防主任	廣瀬太佳夫君
教育長	和田満君	学校教育課長	木全豊君
生涯学習課長	小川裕司君		

3 職務のため出席した事務局職員

事務局長	藤塚正博	書記	陸田友彦
書記	森田唯		

4 議事日程

日程第1 一般質問

日程第2 決議第1号 議員の辞職勧告に関する決議

日程第3 決議第2号 議会の信頼回復に関する決議

5 本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

○議長（後藤省治君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の会議録署名議員には、垂井町議会会議規則第106条の規定により、6番 江上聖司君、7番 中村ひとみさんを指名します。

本日の議事日程は、あらかじめ印刷してお手元に配付してありますので、これより議事日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（後藤省治君） 日程第1、一般質問を行います。

通告に基づき、順次発言を許可いたします。

8番 安田功君。

〔8番 安田功君登壇〕

○8番（安田 功君） 議長より許可をいただきましたので、通告に基づいて質問をします。

○○、○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○。

○○○○○○○○○○○○○○○○○○、○○○○○○○○○○○○○○○○。

また、同日の町長選挙では、早野博文氏が当選されました。私と同年で、中学では学び舎をともにいたしました。

このたび、議場で向き合うこととなりました。今後は、協力をして、町政の発展のため、力を尽くす所存でございます。どうかよろしくお願いを申し上げます。

それでは、質問に入ります。

1点目の質問は、タクシーの無料化についてであります。

全国で福祉タクシーの普及が進んでいるようであります。

垂井町では、タクシーの利用料金への補助を打ち出しているが、すばらしい施策だと思います。いわゆる福祉タクシーの類は多く存在するようですが、オンデマンドバスの形態に等しいものがほとんどで、民間のタクシーの利用に補助金を設定するという手法のものは、近隣市町を見ても余り例がないと思います。移動手段を持たない高齢者、障がいのある方、妊婦さんなど、ありがたい制度だと思われま。

一方で、地域から路線バスが撤退した現在、タクシーは民間で唯一地域公共交通を担っていると思います。今現在は、タクシー会社3社が、垂井町を営業エリアとしておりますが、利用者の減少に伴い、将来的に存続が難しいとも言えます。この施策により、幾らかでも利用者がふえれば、タクシーの存続にも貢献すると思われま。

補助の方法として、500円24枚つづりのタクシーチケット1万2,000円分を支給すると聞いております。1回の利用について、このチケットを複数枚利用できれば、実質無料で乗れること

になります。本当に必要な方への絞って制度を運用し、様子を見ながら、今後さらに補助を拡大すれば、不自由を抱える方の生活を多に助けることとなると思いますが、現時点でこのようなお考えをお持ちかどうか、町長にお尋ねをします。

次に、2点目、巡回バスの無料化についてお尋ねをします。

現在、有料で運行されている巡回バスを無料で運行してはどうかという御提案です。現在運行されている巡回バスに係る費用はおおむね2,500万円に対して、運賃収入は200万円といったぐあいであり、いっそ無料で運行したほうが、利用者はもとより、運行に当たるドライバー、また運行管理者等の負担軽減にもなるのではないのでしょうか。

あわせて必要なのは、利便性のさらなる向上ではないのでしょうか。

運行本数の増加、目的地にいかに早く着くか、運行時間を朝6時から夜20時まで広げて、通勤や通学にも利用できないか。このような点を常に見直し、今後の検討課題として、取り組んでいかれるおつもりはあるのか、町長にお尋ねをします。

最後に、児童保育の無料化についてお尋ねをします。

10月に消費税が10%に引き上げられるのにあわせ、国会では、子ども・子育て支援法の改正が図られ、3歳から5歳までの幼児の保育と教育を2019年度にも無料化する方針を打ち出しております。

垂井町独自の子育て支援策として、低学年児童の留守家庭児童教室の保育料を無料にしてはいかがでしょうか。

大阪市では、市立の小学校に放課後の活動の場を設け、土曜日にも活動しているそうです。費用は、災害保険料に係る500円のみで、サービス自体は無料で実施されておるようです。おやつは、親が用意するなど合理的にやられているそうです。

あわせて、働く親世代の就労支援策として、夏休みの留守家庭児童教室の受け入れ時刻を午前7時からにすべきではないのでしょうか。こども園利用者への聞き取り、調査の結果を踏まえ、今後の検討課題とするべきではないのでしょうか。

今後、ニーズや要望が高まると予想されますが、柔軟に対応すべきと考えますが、町長のお考えをお聞かせください。

私の質問は以上です。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 皆さん、おはようございます。

ただいま、冒頭、安田議員から学び舎と一緒に学んだという御紹介をいただきました。まことにありがとうございます。

さて、本日は、第2日目の一般質問でございますけれども、かねてから私もこの議場で執行側に座っておった人間でございます。通告書には、答弁を求めるものといったようなことから、町長に意見を求める、それから各課長にといった通告をいただいております。

私、本日から初めて登壇をさせて、回答させていただくわけですが、それぞれの通告に基づいた名指しのメンバーで、本日最後まで議員さんに御回答したいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

さて、安田議員の、まず1点目の御質問のタクシーの無料化につきましてお答えをさせていただきます。

現在の第7期いきがい長寿やすらぎプラン21を策定いたすに当たりまして、平成28年度に垂井町に在住する65歳以上の方を対象に、安心して暮らせる高齢社会の実現のために計画策定に必要となります基礎資料を得ることを目的に、介護予防等を初めニーズ調査を実施いたしました。

その結果でございますけれども、85歳以上におきましては、議員御指摘にもございましたとおり、食品や日用品の買い物ができないと回答した方が急激に高くなっておりまして、その計画の基本方針に、高齢者がいつまでも自宅で自立した生活が過ごせるよう日常生活の支援を提供する体制の整備を目指しますとしたところでございます。

そこで、垂井町といたしましては、生鮮食料品などの買い物、加えて通院など日常生活におけます必要不可欠な移動のための支援の一つとして、在宅で生活してみえます85歳以上の高齢者の方を対象に、1回の乗車につき、金額は少額でございますけれども、500円分の乗車券を月2枚支援させていただき高齢者タクシー利用助成事業を実施することとしたところでございます。

このようなことから、御質問の1回の利用について、複数枚のチケットの利用はできないのかといったお尋ねでございますけれども、在宅で生活していただくための移動手段の支援でもありますことから、一度に複数枚も乗車券を使用することは今のところ考えておりません。1年を、年間を通じて生活していただくための支援としてスタートを切ったところでございます。

また、本当に必要な方に的を絞って、今後さらに制度を拡大してはという御提言もございましたけれども、今回は、このニーズ調査におきまして、著しく移動に不自由を感じておられる、いわゆる85歳以上の方に幅広く支援するものとしたところでございます。

今後におきましては、議員の御提言にありますとおり、本当に必要な方に的を絞りながら、助成の回数でありますとか年齢などの要件を検討しながら、より充実した制度にしていきたいと思います。そのように考えておりますので御理解を賜りたいと思います。

それから、2点目の巡回バスを無料にして、利便性の向上にも一層取り組むべきではないかといった御提言でございますけれども、巡回バスに係ります運行経費について少し述べたいと思いますけれども、本年度の当初予算におきましては、2,694万9,000円と相なっております。これに対します収入といたしましては、国庫補助金といたしまして303万2,000円、使用料、いわゆる運賃収入でございますけれども、224万4,000円を見込んで予算編成をしているところでございます。

まさしく議員御指摘のとおり、当初予算ベースで運行経費に占める使用料の割合につきまし

ては約8%と相なっております。サービスの費用対効果の観点からも1人当たりの運行経費については、数値目標を設定いたし、経費の削減を図っているところではございますけれども、地域の公共交通を確保・維持するために、必要な経費をかけて運行していく以上、巡回バスの利用者に対しては、相応の受益者としての負担は必要であるものと、そのように考えております。また、民間交通事業者への経営圧迫問題もございまして、巡回バスの一律無料化は大変厳しいというふうに考えております。

一方で、障害者手帳をお持ちの方につきましては無料といたしておるところでございますし、運転免許証を自主返納された方につきましては、定期券の1年分を交付しているところでもございます。

また、定期券や回数券などの割引制度も相導入しておるところでございます。今後につきましては、高齢者の方々など移動に制約のある方の負担のあり方について、再度十分検討してまいりますので、よろしく願いいたします。

次に、利便性のさらなる向上にも一層取り組むべきではといった御質問でございますけれども、現行の巡回バスの運行形態につきましては、高齢者など移動制約者を主な対象者として地域公共交通の基軸でございますJR垂井駅をスタートに、町内の主な公共施設、あるいは医療施設、商業施設へのアクセス向上と可能な限り交通空白地域を解消することを目的として、路線の設定を行ったものでございます。

今年度は、路線運行の基本となります地域公共交通計画の修正業務を実施・計画をしております。これまでも、バス停の新規設置、あるいは運行方法の見直しなど、住民の方々から実にさまざまな御要望をいただいているところでもございます。

今年度から実施してまいります、先ほど申しました高齢者のタクシー利用助成事業の需要を一度じっくり見きわめる一方で、私の選挙公約でございます高齢者向け乗り合いバス、タクシーの導入も勘案しながら、利便性のさらなる向上を目指して、巡回バスという現行の運行形態の見直し案を検討してまいりたいと、そのように考えておりますので、何とぞ御理解を賜りたいと存じます。

なお、3点目の児童保育の無料化につきましては、担当課から答弁をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子さん。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、安田議員の3点目の御質問、留守家庭児童教室について答弁させていただきます。

まず、1点目の留守家庭児童教室の保育料につきましては、今年度から同一世帯の複数の子供が留守家庭児童教室を利用される場合に、2人目以降の保育料を半額としたところがございますが、昨年行いましたアンケート調査においても一律1万円の保育料が高いという御意見をいただいております。また、おやつ代の別途負担や所得に応じた保育料設定をしている市町村

もごさいますので、そのような細かい条件も含めまして、引き続き検討してまいりたいと考えているところでごさいます。

次に、2点目の夏休みの開所時刻につきまして、こちらアンケート調査の中で、もっと早い時間からの受け入れを希望する御意見がごさいました。あわせて閉所時刻延長のニーズもごさいましたので、指導員の負担を考慮しながら、運営時間につきまして検討を進めてまいります。

一方、放課後児童対策に関する施策につきましては、議員のおっしゃる大阪市の例に限らず、民間事業者の参画や地域自治体が運営主体となって行われているさまざまな事業がごさいます。複数の事業に取り組まれている自治体もごさいますが、当町としましては、まずは現在の留守家庭児童教室事業において、保育料や運営時間に加え、対象年齢の拡大やそれに伴う保育場所などの課題がある中、優先すべきは何かを考えながらよりよい子育て支援、就労支援に取り組んでまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 2番 廣瀬隆博君。

〔2番 廣瀬隆博君登壇〕

○2番（廣瀬隆博君） ただいま議長から許可がありましたので、通告に従い、大きく次の2点について質問します。

1つ目は、早野新町長の政治方針を問う。2つ目は、地震や風水害に備えた自主防災体制の充実強化についてです。

早野新町長におかれましては、町長就任以来、役所業務や自治功労者表彰式、それに各種祭礼行事への対応など多忙な時を過ごされたことと存じます。私は、健やか、かつ長年の行政経験を生かし諸行事をこなされていると町の多くの皆さんから聞き及んでおります。

さて、今回の選挙公約のうち、まず16年も続くマンネリ町政を一新します。次に、議会議員提言、自治会要望を重視し、三現主義で町民目線の政治を進めます。3点目に、皆様と元気な垂井町を取り戻しますと約束されました。

そこで、町長の政治方針をお尋ねいたします。

まず1点目、この3つの主要公約を具体的に進めるには、手足となる業務の遂行や職員の管理に女房役としての副町長が必要と考えますが、この点について町長にお伺いします。

次に、この3つの公約を4年間の間にどのような形で推し進められるのか、その展望をお尋ねします。

3点目、この三現主義の実現に向けて、現場に出やすい体制を整えるには、副町長や各課長に対する契約金額の改正など専決事項の見直しが検討課題になるかと考えますが、町長の所見を伺います。

大きく2点目、地震や風水害に備えた自主防災体制の充実強化についてお尋ねします。

第6次総合計画の住民意識調査の概要の中で、まちづくり施策の重要度において、身の回りの環境やまちづくりの重要度について、町の皆さんは、地震、火災など災害からの安全さ、職

員は、防災体制を充実させ、災害に強い町になっていますという、いずれも重要を置くべきは防災体制、安全対策などであるという事柄が出ています。

なぜ、このように住民の意識が高くなっているかは、1995年阪神・淡路大震災、2000年有珠山、また三宅島の噴火、2004年新潟、福島、福井を襲った集中豪雨災害、同じ年の新潟県中越地震、2007年新潟県の中越沖地震、2011年東日本大震災、2013年台風26号伊豆大島土石流災害、2014年発達した低気圧による大雪・暴風雪、8月豪雨と広島土砂災害、そして御嶽山噴火、2015年9月には関東・東北豪雨、2016年熊本地震、迷走台風10号、糸魚川における大規模火災、2017年九州北部豪雨、2018年6月18日には大阪北部のマグニチュード6.1の地震、7月5日から8日にかけて西日本豪雨災害、9月6日北海道胆振東部地震など、近年の自然災害が非常に多く発生していることが要因であります。

災害の様相はさまざまですが、そこから得られる事象や教訓は、相共通することも少なくありません。これらの過去の教訓に学び、事前に計画を立てて、家庭や地域、企業の防災対策として訓練することが肝要と考えます。

そこで、自主防災組織は災害対策基本法第5条第2項において規定されている任意の防災組織であります。この実態はどうなのか伺います。

また、早野町長は、各地区まちづくり協議会の取り組みや自主防災組織の育成をどのように考えられているのか伺います。

次に、防災士という資格があります。2004年にNPO法人日本防災士会が設立されて以降、活動が活発化し、全国各地で活動されています。

町長も防災士の資格を有しておられますが、この防災士資格の認証制度において、一般の方で意欲のある方が直接講習、受験されて、資格を取る以外に、警察官、消防署員、消防団分団長以上の経験者など、いずれも退職者も含まれますが、特別処置により取得要件が免除され、防災士の資格を得ることができます。

さて、垂井町には、防災士として何人の方が活動されているのかをお尋ねします。また、元警察官、消防署員、消防団分団長を経験された方の中には、多くの研さんや経験をされ、ボランティア精神が旺盛な方もおられるかと思いますが、これらの方に率先して資格取得をしていただくような働きかけをされてはいかがかお尋ねしまして、私の一般質問を終わります。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 廣瀬議員の御質問に回答したいと思います。

まず、大きく1点目の新町長の政治方針を問うについてでございますけれども、まずその中の1つ目でございます。副町長の選任についてでございますが、副町長につきましては、単に内部的な町長の補佐にとどまらず、関係部局を指揮、監督いたし、また町長にかわって制作の企画・立案を行い、加えて町長から委任を受けた事務についての決定、あるいは処理を行うことができる職でありますことから、副町長を置かないことにつきましては、町政の停滞につな

がりかねないと、そのように考えております。

昨今、複雑・多様化いたします政策課題に対しまして、迅速かつ適切に対応いたすなど、一般職ではなく特別職の立場で政策の判断、あるいは対外的に交渉を行うなど町長事務の迅速化を図るため、今議会の最終日に提案をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、2つ目の選挙中の公約をどのように推し進められるのか、その展望についてのお尋ねでございますけれども、まちづくりに関します課題については、住民の方々と行政が共通の認識を持つことが重要であると考えております。

そのために私は、町民目線、現場主義で変えていくべきものは英断を持って改善しましょうということで、住民の皆様にも訴えてまいりました。その中でも、変えてはならないものにつきましては、第6次総合計画に掲げてございます戦略と、そしてまた住民、議会、行政がそれぞれの役割と責務を果たすという御案内のとおり、まちづくり基本条例の基本理念でございます。

このようなことから、副町長の設置は必要でございまして、加えて令和の時代を迎え、町職員の意識改革、心構えにつきましても大変重要であると、そのように認識いたしております。

そして、まちづくり基本条例でいいます行政の役割を確実に果たすことが、まずは第一でございまして、再度住民、あるいは議会、行政の仕組みづくりを強化する工夫が必要であると考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、3点目の専決事項の見直しについてでございますけれども、平成18年度に事務決裁規程の見直しを行いました。副町長、教育長及び各課長の収入と支出、そして契約及び物件の取得等の専決できる金額の引き上げを行ったところでございます。あわせて総務課で契約申し込みを受ける金額、契約書、検査調書を省略できる金額の見直しについても行い、それらは現在運用しております専決事項の基礎となっておりますところでございます。

当時、住民意向調査によりまして、西濃圏域の合併協議会から垂井町は離脱をいたし、町単独で行政運営を進めていくこととなったわけでございますけれども、歳出の削減と歳入確保に取り組みながら自立した行政運営を目指すため、第4次行財政改革大綱を策定いたしましたところでございます。

専決事項の見直しにつきましては、その中の事務負担の軽減と効率化を図るための取り組みの一つとして実施をしたところでございます。

以降、現在に至るまで専決事項については、少しずつ見直しを図っておるところでございますけれども、決裁につきましては、決裁責任者がその責において、その権限に属する事務の処理に関し意思決定を行うという重要な行為でございますので、一方では事務の迅速化も必要でございます。

このようなことを前提に、今後、私は現場に出向いて、現場に直接触れて、現実を捉えるという三現主義の実行に向けた体制づくりを構築するに当たり、議員御提言の専決事項の見直し

も視野に入れながら検討してまいりたいと、そのように考えております。

第6次総合計画のテーマ別戦略7-1にございます行財政運営にもございますとおり、これからは多様化、複雑化する住民ニーズに対応し、時代に即した効率的な行政運営を図ることが求められております。このためには、住民の意見がしっかりと議会、そしてまた行政に届き、お互いに意思疎通を合わせて共通認識を図ることが大変重要であると、そのように考えております。

議員の皆様方におかれましては、今回の地方選挙においても、住民の皆様から多種多様な御意見を聞かれたことと思っておりますけれども、私自身もさまざまな御意見を頂戴いたしました。お互いに議論を交わす中で、明るい未来を切り開くことが必要でございます。議員の皆様への御協力を賜りながら、行政及び人材のマネジメントに努めてまいりますので、御理解と御協力をぜひとも賜りたいとそのように思っております。よろしく願いをいたします。

なお、(2)の地震、風水害に備えた自主防災体制につきましては、担当課から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、2つ目の御質問、地震や風水害に備えた自主防災体制の充実強化についてお答えをさせていただきます。

初めに、町内の自主防災組織の実態についてのお尋ねであります。

現在の組織状況といたしましては、98組織あり、自治会単位での組織率は89%となっております。また、平成30年度におけます自主防災組織の活動実績につきましては、累計ですが防災訓練を実施した組織は58組織、防災知識の啓発を実施した組織は50組織、地域内の防災巡視を実施した組織は51組織、防災資機材の点検をした組織は56組織、研修会などに参加した組織は62組織となっております。

次に、まちづくり協議会としての取り組みや自主防災組織の育成についてのお尋ねであります。

平成30年12月に中央防災会議のワーキンググループから出されました報告書、平成30年7月豪雨を踏まえた水害・土砂災害からの避難のあり方についてにおきましては、住民は平時より災害リスクや避難行動について把握し、地域の防災リーダーのもと、避難訓練等を行い、地域の防災力を高め、災害時にはみずからの判断で、適切に避難行動をとる必要があるとされております。また、行政は住民が適切な避難行動をとれるよう、全力で支援すべきであるとされております。

平成30年度におきましては、団体提案型協働事業を利用されて、3地区のまちづくり協議会が防災・減災活動に積極的に取り組んでいただきました。特に、府中地区まちづくり協議会におきましては、自前で自主防災リーダー育成講座を設けられ、自主防災リーダーの育成に努められており、またその方たちが中心となって、地域での防災訓練や避難所運営訓練などを行っ

ておられます。

また、町におきましても、毎年自主防災組織のリーダーの方を対象にいたしました研修会を開催し、防災意識の向上を図っております。今後とも、共助の防災力を強化するため、地区まちづくり協議会や自主防災組織の活動を継続的に支援してまいりたいと考えております。

次に、町には防災士として何人の方が活動されているのかとお尋ねでございます。

認定特定非営利活動法人日本防災士機構によりますと、現在垂井町では59の方が防災士として認証登録されております。そのうち、防災士として具体的にどれぐらいの方が活動しておられるかは把握はできておりません。

防災士は、地域の防災・減災活動におきましてリーダーシップを発揮し、その活動の中核となることが期待されます人的資源であります。今後は、町内にお住まいの防災士の方に積極的にお声がけをして、町の防災・減災活動に積極的にかかわっていただければと考えております。

最後に、特例処置による防災士の資格取得の働きかけについてであります。防災士機構は、防災に係る公的にも、職能的にも、高いレベルの方々を特例を持って防災士として認証することにより、民間資格である防災士資格に係る社会的評価を高め、防災士制度の周知にもすぐれて影響が期待できるものとの考えに基づき、このような特例制度を制定しております。

本町におきましても、本年度から防災士育成補助金制度を開始し、清流の国ぎふ防災・減災センターが主催します清流の国ぎふ防災リーダー育成講座の受講を促し、防災士の育成を積極的に進めているところであります。

今後、消防団分団長などを経験された方が地域の防災・減災活動に積極的にかかわっていただけることを前提に、特例処置による防災士資格の取得に関する支援制度につきまして検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） それでは、通告に従い、ただいまより一般質問をいたします。

まず1点目は、小・中学校における運動会のあり方についてお尋ねします。

地球規模で、異常気象が頻発しています。地球温暖化が影響しているのではないかとされています。特に、昨年夏の暑さは、日本国内では、東日本、西日本ともに記録的な高温となりました。埼玉県熊谷では、41.1度を記録し、海外においてはアルジェリアで51度、アメリカのカリフォルニアでは52度を記録しました。まさに、今人類は経験したことのない暑さや気象状況と対峙していかなければなりません。この暑さは、真夏だけにとどまらず、5月や9月を含む従来より長い期間において頻発しています。

そこで、運動会のあり方についてお尋ねします。

かつては、体育の日あたりに実施されてきたことから、秋に実施されることが多く、地域の気候や行事との兼ね合いで、垂井町においては、小・中学校の運動会は9月に実施をされました。気象状況が変わっていく中で、大切な子供たちを熱中症や紫外線などの問題から守っ

ていくためには、開催時期やそのあり方などもしっかりと検討していくべきであると考えます。

暑さ対策や授業時間の確保、また教員の先生の負担軽減などの理由で、運動会を半日にする小学校がふえています。また、名古屋市のある小学校では、5月の土曜日に運動会を半日にしたとのことであります。賛否両論あるかとは思いますが、保護者の理解を求めながらよりよい運動会の形を考えていく必要があります。

決して、子供たちを甘やかせてくださいと言っているわけではありません。従来の形だけにこだわらず、この異常気象の中で、子供たちの健康被害を最小限にとどめるためにはどうしたらいいのかをしっかりと考えていく必要があると思いますが、その点についてお尋ねをいたします。

次に、2点目ですが、朝倉温泉の今後と垂井町の事業の見通しについてお尋ねします。

朝倉温泉については、幾度となく一般質問で取り上げられてきた経緯がございます。私も、平成27年12月と平成29年9月に一般質問をいたしました。その経緯を踏まえながらも、さらに質問させていただくのは、町民の皆さんとお話をさせていただく中で、朝倉温泉の有効活用ができないかという意見や温泉スタンドはこれからどうするのか、必要ないのではないかという意見までさまざまなお話をいただきます。

まさに、町民の皆様のご関心事の一つであるからであります。朝倉温泉は、平成11年に掘り当てられ、翌年の3月よりくみ上げが始まりました。当初は24時間連続してくみ上げていたとのことでありますが、アンケートの調査結果を受け、一時凍結を経て、平成19年より温泉スタンドとしての利用が始まりました。24時間連続してのくみ上げではなく、利用時にくみ上げる方法に切りかえたことにより、ランニングコストはかなり抑えられたのではないかと思います。

前回の一般質問の回答の中で、ランニングコストは電気代として、1年間で19万円から20万円、修繕につきましては4万円から5万円の軽微なもので済んでおり、高額なものについては、平成26年にポンプが傷み、これを引き上げるという大規模な修理を行ったので、このときに713万円かかったとのことでした。

ことは、令和元年、平成に置きかえますと31年になります。ポンプを修理してから5年が経過していることになります。一般的なポンプの耐用年数は15年とされていますので、まだゆとりはありますが、水回りということもあり、設備である以上、温泉スタンド自体の老朽化も懸念されます。壊れてから議論していたのでは、町民の皆様の意見を取り入れた正しい方向性を導き出すのは難しいと考えます。設備の老朽化を視野に入れ、早くからしっかりと議論していくことが大切であると考えますが、その点についてお尋ねをいたします。

先日の町長の所信表明にもありましたが、変えていくべきものはしっかりと英断を持って改善しましょうという一文にもつながるのではないかと思います。

また、所信表明の中に、今後の財政シミュレーションを緊急に行う必要がある、この結果により、選挙公約である事業の時期に影響が発生するかもしれないという一文がございますが、選挙公約とは有権者と候補者の契約書であり、この選挙公約により有権者が投票先を選び、選

挙後も確認できるというものです。

特に、首長には地方自治法において、大きな権限が与えられています。首長は地方自治体を総括し、これを代表して地方公共団体の事務をみずからの判断と責任で管理し、執行する権限があります。このことを鑑みても、選挙公約は極めて重要なものであると考えます。

2019年6月1日現在の垂井町の人口は、2万7,329人です。この町民の皆様が目線を考慮しながら、行政執行に当たることになると思いますが、当然のことながら、前町政の功績を評価する町民の皆様もおられますし、早野町長の今後に期待される町民の方もおられると思います。

前町政が残したものであっても、必要なものはしっかりと引き継ぎ、その上で選挙公約を果たしていくためには、どのように将来の見通しを立てているのかをお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 私からは、江上議員の第2点目でございますけれども、朝倉温泉の今後と、垂井町の事業の見通しについてお答えをさせていただきたいと思っております。

朝倉温泉につきましては、平成12年の9月から無料の温泉スタンドとして一般開放を開始いたし、平成18年4月に24時間連続してくみ上げていたものから、温泉くみ上げ重量と送湯流量の管理ができる現在の方式に整備を行いました。

平成19年の4月から供用を開始いたし、現在、月平均50立方メートル程度の利用がございます。しかしながら、この温泉につきましては、平成11年度の掘削完了以来、有効な活用方法が見出せないまま温泉スタンドという形で使用していただいております。有効利用という点におきましては、議員御指摘のとおり、問題の先送りは否めない状況にあるように思っております。

現在の状態を維持しながら朝倉温泉を利用していくとすれば、いずれか修繕が必要となる時期を迎えることともなり、それに伴う費用も必要と相なっております。

現在の温泉スタンドの利用状況や費用対効果を勘案した上で、施設の民間への払い下げ等の検討も含めて、これらが成果にあらわれなければ、場合によっては温泉事業を休止することも視野に入れて進めていかなければなりません。

今後につきましては、議会の皆様とも十分に共通認識のもと、事業のあり方について率直に議論を深めていきたいと、そのように思っておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、同じく2点目の朝倉温泉の今後と垂井町の事業の見直しについて等の中から選挙公約を果たしていくためには、どのように将来の見通しを立てておられるのかといったことでございますけれども、去る5月21日から30日にかけて、私、実は各課長などへのヒアリングを行いました。それぞれの各課におけます課題、懸案事項の洗い出しを行ったところでございますけれども、実にさまざまな分野で先送りをされておる案件がございまして、それらの対応についても、しっかりと取り組んでいかなければならないと痛感した次第でございます。

当町におきましては、御案内のとおり、新庁舎建設事業、そしてまた垂井こども園建設事業

など大型事業の実施に伴まして、平成29年度では約12億円、平成30年度では約11億円の借り入れを行いまして、今年度は繰越明許の分も含めると、約15億円の多額の借り入れを予算化されておるところでございます。

3年間で約38億円を超える負債を抱えることとなったところでございますけれども、今後の将来負担比率などの財政指標が急激に悪化することを大変危惧しており、行財政運営のかじ取りを慎重に行っていかなければならないと思っております。

そのような中で、少子・高齢化の進行や、あるいは人口減少、産業の担い手不足などによりまして、歳入を支える環境は非常に厳しい状況でございます。一方では、社会保障費などの行政経費が増加いたし、今後の財政運営はさらに厳しさを増していくことが予想されます。

そのためには、全ての事務事業におきまして、財政健全化の観点から不断の見直しを行い、かつ効率的、計画的な財政運営を行いながら、私が掲げました公約実現に向け、一步一步前進してまいりたいと、そのように考えております。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

なお、1点目の小・中学校の運動会の関連につきましては、担当課から答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 学校教育課長 木全豊君。

〔学校教育課長 木全豊君登壇〕

○学校教育課長（木全 豊君） 私からは、江上議員の1つ目の質問、小・中学校における運動会のあり方についてお答えさせていただきます。

町内小・中学校の運動会の開催時期につきましては、昨年度は9月に8校、10月上旬に1校が実施しております。本年度は、9月に7校、10月上旬に2校が実施を予定しております。また、合原小学校は地域の運動会とあわせて開催し、岩手小学校、宮代小学校では午前中が学校の運動会、午後は地域の運動会として開催するなど、学校規模や地域との協議を踏まえて開催されているところもあります。

学校は、集団活動を通して仲間と協力して取り組む所属感や一体感を味わうこと、運動に親しむ態度を養うこと、自分の役割を果たす充実感や責任感を味わうことなどを目的に運動会を実施しております。

現在の各学校の実施時期やあり方については、そうした運動会の目的を踏まえること、各学期に開催される修学旅行や文化的行事、授業とのバランスを図ること、さらには近年の猛暑の状況を踏まえることなど、各学校で熟慮し、検討した結果であると捉えております。

また、開催に当たりましては、練習時間の縮減、水分補給の時間の位置づけと確実な見届け、塩分タブレットの配付、休憩場所としてのテントの設営などの対策をこれまでも行っているところであります。

さらに、本年度は、普通教室の空調設備が整うことから、場合によっては、休憩場所として活用するなど、子供たちの健康被害の防止に一層努めてまいりたいと考えております。

ことしの5月、北海道東部の佐呂間町では39.5度を観測し、5月の全国最高気温を更新したことは記憶に新しいところでございます。異常とも言える気象の変化は、今後も発生し得ると考え、校長会とも十分な連携をしながら、運動会の開催時期やあり方につきましては、今後も検討してまいりたいと思いますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 6番 江上聖司君。

〔6番 江上聖司君登壇〕

○6番（江上聖司君） 再質問をいたします。

まず1問目の運動会ですけれども、確かに課長の言われるように、目的や必要性、その辺のことは十分に理解しているつもりではありますが、これは、いわゆる異常気象によって子供たちの生命にかかわるような事態ということが考えられるわけでありまして。これは場合によっては、少々乱暴な言い方ですけれども、中止にするというようなくらいの考えで進めていくおつもりはあるのかなのかということをお1点質問させていただきたいと思っております。

それから、次の温泉施設に関することでございますけれども、ちょっとここへ持ってきたんですけど、けさの岐阜新聞で、ちょうど町長に抱負という形でインタビューをされているんですけど、その中で、老朽化した施設や利用度の低い施設を廃止、閉鎖することで、維持管理費を縮小し、住民が望む事業や施策の財源に充てていきたいというふうにおっしゃって見えます。

それで、問題先送りということをお非常に先ほどから言っておられるんですけども、まさに、このことは何回も何回もいろんな議員からそういった提案があつて、議論が尽くされていると言ってもいいと思うわけでありまして。

民間の払い下げも含めて、議会と住民とめどが立ってから行いたいというふうなお話でしたけれども、これはある程度、ある意味、もうめどは立っているのではないかと、あとはやるかやらないか、決断だと思っておりますけれども、やっぱりその辺のことをしっかりやっていただきたいと思っております。

それから、もう一点、それは町長の所信の中に、今後の財政シミュレーションの結果によっては選挙公約である事業の実現時期に影響が発生するかもしれないというのが、ちょっと私、気になるので、そのこともお聞かせいただければなと思っております。以上です。

○議長（後藤省治君） 教育長 和田満君。

〔教育長 和田満君登壇〕

○教育長（和田 満君） 江上議員からの再質問に対してお答えをさせていただきます。

学校教育の基盤は、子供の生命を守ることにあるというふうにお考えしております。この認識は教育委員会も各学校の校長、職員も同様でございます。したがって、万が一、子供たちの生命に危機が及ぶような猛暑、酷暑の場合については、英断を持ってそうした行事を中止することもやむを得ないと考えているところであります。

この点につきましては、地域、保護者の御理解を賜りながら、各学校で適切に対応していく所存でございますし、教育委員会としても指導してまいりますので、よろしく御

理解賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 江上議員の再質問にお答えしたいと思います。

朝倉関連の再質問だったと思いますけれども、その中の1つ目、もう議論を尽くされておる案件だというお話でございましたし、あとは町長の判断やということでございます。

確かに私の権限のことを、随所に町長の権限がそれだけあるんだということをおっしゃっていただきました。ありがとうございます。

しかし、私、今回の選挙に出馬するに当たりましては、草の根の運動を展開してまいりまして、実に対話を含めて、議論を尽くした上で、物事を進めるというスタンスの姿勢でおる人物でございます。権限、どこまであるといったようなことから、時にはばんとやらな、判断を求められる、例えば防災の緊急時の判断、これは町民の皆さんに意見を聞いてから避難しよまいかと言っておったら、もう手おくれです。そういった場合には、私、どんどん決断して、避難勧告を出さないかんかもわからんといった場合もあると思いますけれども、今回の温泉につきましては、前町長さんを初め、もう前の町長さんのころからスタートした温泉掘削でございます。

そういったようなことから、先ほども繰り返しになりますけれども、一度、財政のシミュレーションをやられた中で、その中で公共施設等の管理計画のプランニングを立てる年でもございますので、その辺の総量をきちっと見きわめた上でないと、今、私の感覚、何ら対話もせずの段階でやめてしまうということは、非常に忍びがたいと思っております。

したがって、十分、議会の皆さんとも、ずうっと言い続けておりますけれども、共通認識をやめるにしても、継続するにしても、その議論をきちっと詰め合わせた上で推進していくということでございます。

質問の中にも、やめよという人も見えるわという筋がございました。それから、継続してくれとかいった、そのように議論が伯仲しておるといったような状況も議員さんみずからもおっしゃってみえるとおりでございますので、その辺はきちっと議論を踏まえて、共通の認識を持たないと私のやろうとしておることが、将来にわたっての無理・無駄につながってもいけませんし、そういった視点から議論を進めたいということを申し上げておりますので、御理解賜りたいと思います。

それから、影響するかもしれませんといったような所信表明でのお尋ねでございますけれども、今、申しましたとおり、一度、行財政感覚をきちっと見た上での、ことをやった上での話し方を私、表明しただけでございますので、ひょっとしたら心配するには及ばんということになれば、その公約は実現できることとなりましょうし、あるいはこれはどうしてもといったようなことも出てまいるといったようなことから、影響するかもしれやんという言葉を使わせていただいておりますので、御理解賜りたいと思います。

○議長（後藤省治君） 3番 乾豊君。

〔3番 乾豊君登壇〕

○3番（乾 豊君） 議長の許可を得ましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からは2点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、早野町政スタートについて。2番目には防犯カメラと公用車のドライブレコーダーの設置について、この2点についてお伺いをしたいと思います。

まず1点目でございますけれども、早野町政のスタートについてでございます。

平成31年4月27日、まさに平成の最後に、早野博文町長が就任し、新たな町政が令和の時代とともにスタートいたしました。ことしは、昭和29年に垂井町が誕生してから65年目になりますが、早野町長は第8代目の町長となり、町民約2万7,400人リーダーとして、その重責を担うことになったわけでございます。今回の町長選挙は、本当に激戦でした。僅差で勝ち抜かれた早野町政は町内外から注目されています。しっかりと垂井町政を運営していただきたいというふうに思っております。

そこで、質問をさせていただきたいと思っております。

さきの町長選挙において、町長は選挙公報で幾つかの公約を掲げられましたが、具体的な内容及びその優先順位についてはどのように進めていかれるのか、また県との関係はもとより、隣接市町との信頼関係をどのように構築していかれるのか、あわせて町長が目指す町民活動を支えるために、徹底した職員の意識改革は必要と考えますけれども、町長のお考えはどうかお尋ねいたします。

また、町民との約束を達成するための財源的な裏づけは万全であるかについてもお尋ねをしたいと思います。

2点目でございますけれども、防犯カメラと公用車へのドライブレコーダーの設置についてでございます。

まず1つ目でございますが、防犯カメラの設置についてです。

近年、犯罪手口の多様化や凶悪化などが大きな社会問題となっておりまして、防犯カメラは、犯罪抑止効果だけではなく、犯罪捜査においても有効な手段として認知され、当町においても、街頭や店舗、また一般住宅にも設置が進んできております。犯罪から垂井町民の生命や財産を守る防犯対策は重要であることは誰も疑うことはありません。

防犯カメラ設置に肯定的な声も多く、町民の不安を解消する効果があると考えますので、お尋ねしたいと思います。当町における公共施設、これは公園等も含まれますけれども、防犯カメラの設置状況と、今後の設置計画を伺うとともに、設置を希望する自治会などへの設置補助の考えがあるのかお伺いしたいと思います。

2つ目に、公用車へのドライブレコーダーの設置についてでございます。

一般車両にも普及が進むドライブレコーダーは、動く防犯カメラとも言われ、事故解決に必

要な情報収集の重要なツールになっています。

垂井町の公用車への設置を進めて、活用する必要があるのではないかと考えますけれども、今後の計画や課題等についてお伺いをしたいというふうに思います。

以上、2点についてお尋ねいたしますけれども、答弁よろしくお願いをいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 乾議員の大きい1点目の町政スタートについてから4点ほど御質問がございました。

まず、①の選挙公報の具体的内容についてでございますけれども、所信表明の際に、第6次総合計画のテーマ別に整合性について述べさせていただきましたので、何とぞ御理解いただきたいと思っております。

なお、同じく①の御質問の中で、優先順位のお尋ねがございましたけれども、選挙公報に掲載されているのが全てでございます、どれが優先というべきものではないというふうに理解しておりますので、あわせて御理解をお願いしたいと思います。

次に、2つ目の近隣市町との信頼関係の構築についてお尋ねございました。

具体的な内容については触れられておりませんが、近隣市町の首長さんとの信頼関係の構築についてのお尋ねと推察をいたしております。

安倍首相でございますけれども、日本歴代総理大臣第3位の在任期間となっております。一番の強みは、海外の要人との付き合いと言われておりますように、在職が長いと必然的に人脈ができ上がるものだと、そのように思っております。

私は、役場での奉職は長うございましたけれども、近隣市町の首長さんの顔は存じ上げておりますけれども、信頼関係の構築は今からでございます。精いっぱい努力してまいりたいと思っておりますので、議員各位の御支援、後押しをぜひともよろしくお願いいたします。

次に、③の職員の意識改革についてのお尋ねでございます。

私の就任式におきまして、職員に対して町民一人一人と向き合い、丁寧な町政と一緒に運営してくださいということを訓示いたしました。第6次総合計画のテーマ別戦略、先ほど来申し上げておりますけれども、7-1の行政運営の中では、時代の変化や社会のニーズを踏まえた施策を柔軟に展開するために、組織の確立や人材の育成の強化を目指しますと掲げております。

町長がかわったからというのではなく、職員に対しては当然のことながら、常に時代にマッチした感覚を持つことを願っておるところでございます。

意識改革は最終的には、職員自身がみずから変わる必要がございます、それがためには職員がより一層能力を発揮できる職場をつくっていくために、職員とのコミュニケーションも大切にしながら取り組んでまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、④の公約を実現させるための財源的な裏づけは万全かというお尋ねでございます。

私が、選挙戦を通じて訴えてまいりました公約を実行していくための財源確保につきまして

は、2つの方針に基づいて推し進めたいと考えております。

1つは、先ほど来も少し触れておりますけれども、公共施設等の総合管理計画に基づいた施設の機能集約による施設総量及び管理運営費の縮減でございます。

それから2つ目には、事業目的が達成されたものや効果が低いとされる既存事業についてでございますけれども、廃止もしくは縮小を行いながら、事務事業の再構築、いわゆるスクラップ・アンド・ビルドに、特にスクラップに重点を置く必要があると、そのように考えております。

以上の方針で財源を産み出し、私が掲げました公約実現に向けて一步一步前へ進みたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

しかしながら、これらの2つの方針を進めていくためには、しっかりとした体制づくりが必要でございます。今後におきましては、公約実現に向けた体制づくりを進めてまいりますけれども、十分な議論を深めた中で、運営体制を整備いたし、財源確保も視野に入れ、確実に推進してまいりたいと、そのように考えておりますので、議員各位の理解と御協力を切にお願いし、答弁とさせていただきます。

なお、大きい2つ目の防犯カメラの関連につきましては、それぞれ担当課から答弁させていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 立川昭雄君。

〔建設課長 立川昭雄君登壇〕

○建設課長（立川昭雄君） 乾議員の2点目の御質問、防犯カメラと公用車のドライブレコーダーの設置についてのうち、私のほうからは建設課に関連しております施設の防犯カメラの設置状況につきましてお答えさせていただきます。

建設課で所管しております公共施設のうち、駅自由通路橋を初めとする駅周辺施設に合計24台の防犯カメラを設置しております。

運用に当たりましては、垂井町駅周辺施設防犯カメラの設置及び運用に関する要綱を制定し、町民の方のプライバシーや肖像権を侵害することのないよう記録媒体の取り扱いを定め、その管理を徹底するなど、適切な運用に心がけているところでございます。

また、町内に9カ所ございます都市公園につきましては、現時点で防犯カメラは設置していませんが、議員がおっしゃいますとおり、多様化する犯罪の抑止効果と安心して施設を御利用いただくためにも防犯カメラの重要性は認識しているところでございます。

しかし、設置には、維持管理費も含めて多額な財源が必要となり、設置に伴うプライバシー保護の側面等にも十分留意しながら、御意見を参考にさせていただき検討してまいりますので、御理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、2つ目の御質問、防犯カメラと公用車のドライブレコーダーの設置についてのうち、防犯カメラの設置を希望する自治会などへの設置補助の考えについてお答えをさせていただきます。

議員御指摘のとおり、防犯カメラの効果につきましては、犯罪の抑止と検挙支援の2つが考えられます。特に、検挙支援の面におきましては、防犯カメラの映像がさまざまな事件で検挙の決め手となったとの報道がなされているところでもあります。

一方、民間団体が設置する場合には、個人情報保護を含む管理体制や私人的生活空間に設置することへの住民の抵抗感など解決すべき課題が多々あるように思われます。

過去の一般質問におきまして、ほかの議員さんから御提示をいただきました西宮市の防犯カメラ設置補助事業について見てみますと、補助対象団体を絞り込む一方、兵庫県の防犯カメラ設置補助事業の補助要件を満たし、それに応募していることを条件といたしております。そしてこの兵庫県の募集要項では、応募に必要な書類といたしまして、地域合意書や維持管理誓約書、危険箇所について検討がされた結果を示す図面、防犯カメラ等運用規程などさまざまな書類の添付が求められており、その採択に当たっては別に設けられました防犯カメラ選定委員会が審査を行うなど、補助金の交付決定を受けるためにはかなりハードルの高い制度となっております。また、これとは別に警察との連携が欠かせないものと考えております。

防犯カメラの有用性につきましては十分理解できるところではありますが、整理すべき課題が多く、その設置には地域住民の方々との幅広い合意と厳格な運用が求められるものと考えております。また、当然のことながら、補助制度を創出するに当たりましては、所要の財源を確保する必要があり、必要経費に対する設置効果の検証も行わなければならないものと考えております。

以上のことを踏まえ、防犯カメラの設置を希望する自治会などへの設置補助制度につきましては、今後十分に調査研究し検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） 総務課長 高橋伸行君。

〔総務課長 高橋伸行君登壇〕

○総務課長（高橋伸行君） 私からは乾議員からの2点目、防犯カメラと公用車のドライブレコーダーの設置についてのうち、このドライブレコーダーの設置に関して御答弁をさせていただきます。

ドライブレコーダーの設置につきましては、交通事故の客観的な証拠として事故原因の究明や責任の明確化ができます。また、記録映像を見て、運転の癖や注意点を確認し、安全運転の意識向上にもつながります。あわせて、安全教育への活用ができます。

このようなことから、国土交通省においても啓発がなされており、その効果は認識しているところでございます。

また、このドライブレコーダーの記録映像は、運転時の事故のみならず、犯罪捜査への協力

金を支払うことができませんでした。

自動車事故の場合は、加入が強制されている自賠責保険があるため、事故で相手を死亡させた場合は約3,000万円までの損害補償に備えることができます。しかし、自転車にはそのような強制加入の保険制度がありません。

そこで、自転車保険の加入を促す条例を制定する自治体が出てきました。さきの事故を受けて、兵庫県は2015年、全国で初めて自転車の利用者の保険加入を義務づける条例を施行いたしました。罰則はありません。

同県は、県交通安全協会に依頼し、比較的安価に加入できる「ひょうごのけんみん自転車保険」を新設、保険料を含め、年間1,000円から3,000円を支払うと、家族全員を対象に、最大1億円まで賠償金を補償します。県の調査では、義務化前の2013年に約24%だった加入率が、2016年には60%と、約2.5倍に大幅アップいたしました。

しかし、国土交通省によると、自転車利用者に損害賠償保険などへの加入を義務づけているのは、47都道府県中9府県、政令市でも6市にとどまっています。

自転車保険は、加入した保険の種類によって補償額が異なるものの、年間数千円の保険料で最大1億円程度の個人賠償責任補償が主流となっています。低額の費用で手厚い補償が得られるのが特徴です。

保険に未加入だったために高額の賠償額を払えなければ、加害者は苦しみ、被害者は十分な補償を受けられず泣き寝入りするしかありません。

国はことし1月、国交省内に自転車事故による損害賠償のあり方を協議する有識者検討会を発足させ、全国一律で保険加入を義務づけるか検討いたしました。当面は全国の自治体による条例制定を後押ししていく方針です。

自転車専用レーンの整備や安全運転教育の充実など、自転車事故をなくす対策とあわせて、万が一に備えて保険加入を促進する一層の取り組みが求められています。

そこでお伺いいたします。

町内の自転車事故は、診断書が出たものですが、1年間で4件ありました。自転車事故対策とその周知について、どのように取り組んでいるのか。

2点目、安全教育について、どのように取り組んでいるのか。

3点目、町民の自転車保険加入状況とその周知について。

4点目、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体は広がりを見せていますが、どのように認識しているか。

5点目、自転車保険加入の促進の取り組みについてお伺いいたします。

続きまして、大きな2つ目に入らせていただきます。

児童虐待防止対策について、お伺いいたします。

暴力をふるう、食事を与えない等の行為によって、保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいます。

1月24日、千葉県野田市の小学校4年生の女の子が、父親の虐待により亡くなりました。

学校を初め、周りの大人たちに懸命にSOSを出していたにもかかわらず、誰にも助けも
られず、またとうとい小さな命が犠牲となりました。

児童相談所も学校や教育委員会も警察も把握していながら、なぜ救えなかったのか、悔やま
れてなりません。

児童相談所などに寄せられる虐待に関する相談件数は、増加傾向にあります。その背景には、
経済苦や家庭内の不和など、さまざまな要因が絡む場合が多く、解決への方途が簡単に見つかる
わけではありません。

野田市のケースでは、行政は虐待に気づいていましたが、事件を防ぐことはできませんでした。
児童虐待をめぐる問題の複雑さを改めて浮き彫りにしたと言えます。それでも悲劇を減ら
すため、政治、社会はどう向き合うべきか、一つは悩みを抱える家庭を地域全体で支える仕組
みづくりにあるのではないのでしょうか。

公明党の推進によって、政府が昨年12月に発表した児童虐待防止対策体制総合強化プランに
は、その具体策が盛り込まれています。今国会に提出されている2019年度予算案などに、対策
費が計上されています。

例えば子ども家庭総合支援拠点の設置を促進する。同拠点は、社会福祉士や医師などの専門
職が子育てに悩む保護者らの相談に応じ、地域の実情を調査、把握するものです。

また、保育園や幼稚園などに入学せず、自治体の福祉サービスも利用していない子供は、地
域社会の見守りの目が届きにくい。そうした未就園児を対象に、市町村の担当者が家庭訪問を
する事業も、2019年度予算に計上されています。

さらに公明党は、児童相談所や市町村の体制整備、弁護士ら専門職の配備などを進めるよう
訴えています。

そこで、本町での児童虐待の実態、取り組みなどを伺います。

1点目、これまで児童虐待と疑われる事例はあったのか。そのときの対応は。

2点目、本町としての相談体制はどのようになっているのか。

3点目、児童相談所、警察、関係機関との連携強化はどのようになっているのか。

大きな3点目の質問をさせていただきます。

育休退園制度についてお伺いたします。

日本は、世界に類を見ない人口減少社会に突入し、人口が継続的に減少を続けております。

お子さんをお持ちの若い世代の方々の最大の関心事である、子育て支援のさらなる充実が重
要と考えられます。しかし、現在本町では、ゼロ歳から2歳児の第1子が保育園を利用してい
る場合、保護者が第2子を出産し産休から育児休暇に入ると、国の定める保育を必要とする事
由に当てはまらなければ、第1子を退園させなければなりません。これがいわゆる育休退園制
度であります。

核家族化が進み、地域とのつながりが希薄になっている現代社会において、産まれたばかり

の子供と3歳児未満の子供の2人の面倒を見るということの大変さは、容易に想像することができます。また、何よりも、突然保育園を退園させられる子供のことを一番に考えてあげなければならないと思います。

最近の子育て中のお母さんとお話をする機会が多く、そのほとんどがこの育休退園についての話題です。子育てに関してはお母さんにはかなわないのは当然です。また、子どもの生活の中心はお母さんなのかもしれません。保育園に預けるときの、最初は親と離れたくなくて泣いている子供を見かけることもしばしばありました。しかし、次第に保育園に行くことが楽しみになり、園のリズムにすっかりなれた子供がいるというのもまた事実だと思います。子供のことは親が一番わかっているのに、育休に入ったことで、原則退園させてしまうということが、果たして子供にとって幸せと言い切れるのでしょうか。

また、一旦退園した子供は、しばらくすれば親と一緒にいることが当たり前となるわけです。復職にあわせて再入園時、また子供が親と離れたくなくて泣くかもしれません。保育園のリズムになれることは時間がかかるかもしれません。そうしたことを考えたとき、一律に育休を取得できるから退園するのが当たり前でよいのでしょうか。

親が子供を見るのは当たり前です。しかし、各家庭、いろいろな事情を抱えているわけです。そのとき、どうサポートするのが最良かを考えるべきではないのでしょうか。育休退園制度は、多様な子育て支援を目指し、平成27年に施行がスタートいたしました。子ども・子育て支援制度に基づき、各自治体が主体となって保育方針を決定できる制度であります。この子育て支援制度は、1. 質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供。2. 保育の量的拡大・確保、教育確保の質的改善。3. 地域の子ども・子育て支援の充実を目指すという目的でできた制度であります。

都市部では大きな問題となっている待機児童の問題ですが、その対策として育休退園を積極的に行うようになった自治体もあるようです。育休退園をさせることによって、待機児童の人数が減少するという一方で、育休退園を積極的に取り入れている自治体もありますが、全国的には多くはありません。県内では、多治見市、土岐市、各務原市、可児市、瑞穂市、下呂市です。海津市は、本年1月1日から育休退園を見直し、継続入園を希望する方は育休退園をしなくてもよい制度にされました。三重県の津市でも、平成28年4月から、既に保育園を利用している子供の保護者が育児休業を取得した場合には、子供の年齢にかかわらず保護者の希望に応じて、保育園の継続利用ができるようにしました。また、中津川市も見直しがされています。全国的に、この育休退園制度の見直しがされているところでございます。

幼児の生活を取り巻く環境が時代とともに変化して、突然保育園を退園させられる子供の気持ちを一番に考え、保育士や子供同士のつながり、集団生活の機会、生活のリズムなど、育休退園がもたらす環境の変化が子供の発達上好ましくない場合もあることから、本町においても育休取得による強制的な退園を見直すべきではないかと思えます。

そこでお尋ねいたします。

本年度育休退園した園児は何人いましたか。また、その園児の保護者の声はどのような内容だったでしょうか。育休退園制度を見直すことにより、安心して出産・子育てのできる環境をつくり、少子化対策につなげることができないでしょうか。本町のお考えをお聞かせください。

以上、3点についてお伺いいたします。よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 中村議員の御質問にお答えをしたいと思います。

まず1点目の自転車保険加入の促進を求める取り組みについて、5点のお尋ねがございました。

高齢者の運転による自動車死亡事故が現在報道機関でも報道されておりまして、多発していることにあわせて、自転車事故による多額の賠償問題も顕在化してまいりました。自転車事故はいつ、どこで発生するかわからない昨今、自転車保険加入促進は非常に大切だと、そのように認識をしているところでございます。

次に、2点目の児童虐待防止対策について、3点のお尋ねがございましたが、札幌市では痛ましい児童虐待事件が発生したばかりでございまして、その都度関係先での対策が講じられておるところでございますけれども、児童虐待による痛ましい事件が根絶することを、私も中村議員と同様、願ってやまないところでございます。

次に、3点目の育児休園制度についてのお尋ねでございます。

少子化が進む中で、子育ての支援制度は大変重要になってまいりました。詳細につきましては、1点目、2点目を兼ねて、順に担当課のほうから答弁させていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは1つ目の御質問、自転車保険加入の促進を求める取り組みについて、お答えをさせていただきます。

初めに、自転車事故対策と、その周知についての取り組みについてのお尋ねであります。

ことしの春の全国交通安全運動におきまして、自転車の安全利用の推進を運動の重点項目の一つとし、自転車安全利用五則の周知徹底や、自転車の安全性の確保を推進項目として、不破地区交通安全協会や垂井警察署などと連携して取り組んだところでございます。

次に、安全教育についての取り組みについてのお尋ねでございます。

安全教育の取り組みにつきましては、各小学校におきまして自転車教室が開催されており、町の交通指導員を派遣して垂井警察署交通課とともに、自転車の正しい点検方法や正しい乗り方について指導をしているところでございます。

また、老人クラブなどで行われます交通安全教室などにおいても、町の交通指導員を派遣いたしまして、自転車利用者の交通ルールや自転車の安全利用につきまして、啓発を行っている

ところでございます。

3つ目の御質問、町民の自転車保険の加入状況と、その周知についてであります。

自転車損害賠償保険、いわゆる自転車保険への町民の皆様の加入状況については、把握できてはおりません。自転車保険の周知については、ことしの春の全国交通安全運動におきまして、自転車事故に備えた損害賠償責任保険等への加入促進を推進項目として、その周知に努めたところでございます。

次に、自転車保険加入の義務化や促進を求める条例を制定した自治体の広がりに対する認識についてのお尋ねでございます。

自転車保険の加入促進に関する条例の制定状況につきましては、議員の御指摘にもございましたが、平成30年12月現在、16都道府県、8政令市におきまして、自転車保険への加入を義務、または努力義務として規定する条例を定めております。

この自転車保険への加入促進につきましては、さきにも申しましたように、全国での交通安全運動において、推進項目の一つとして位置づけられており、全国レベルの課題となっていると考えております。

したがって、市町村単位ではなく、ある程度広域的な範囲で関係団体が連携して対応することが適切ではないかと考えております。したがって、自転車保険加入の義務化や促進を求める法令の制定につきましては、国や県レベルでの対応が効果的ではないかと考えております。

最後に、自転車保険の加入の促進の取り組みについてであります。自転車保険への加入促進につきましては、国土交通省におきましても、情報提供を強化することなどにより、加入促進を図っていくこととしたい旨、方針を示しております。

本町といたしましても、国や県、関係団体とも連携を図りながら、交通安全対策協議会や、交通教室などのさまざまな機会を捉えまして、子供から高齢者まで幅広く自転車保険の加入促進を図ってまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 子育て推進課長 吉野敬子さん。

〔子育て推進課長 吉野敬子君登壇〕

○子育て推進課長（吉野敬子君） 私からは、中村議員の2つ目の御質問、児童虐待防止対策と、3つ目の御質問、育休退園制度について、答弁させていただきます。

まず、1点目の児童虐待に係る御質問でございます。

児童虐待の事例は当町でもございますが、詳細につきましては控えさせていただきます。

また、児童虐待に関する通報、相談等はさまざまなケースがございますので、個々の事例により情報共有の範囲、連携先が変わりますが、基本的に対象児童の状況確認を行い、西濃子ども相談センターと情報共有を図り、状況により家庭訪問を行うなどの対応をしているところでございます。

次に、本町の相談体制でございます。

今年度、新たに保健センターに子育て世代包括支援センターを開設いたしました。妊娠期から子育て期における総合相談窓口を設け、子育て推進課と毎月定期的に連絡調整を行っております。

そこで、保健センターで実際に行っている相談体制を1つ紹介させていただきます。

乳幼児は生まれてから、一定の月次において乳幼児健康診査を行っております。これに受診されない保護者に対し、はがきや電話で再受診の案内を行います。それでも受診されない場合や連絡がとれない場合、御家庭を訪問し、家庭状況を確認しております。これらの状況は、子育て推進課との連絡調整の場や、2カ月に一度の進行管理会議で情報共有を行っております。また、緊急を要するような状況によっては、個別に進行管理会議を行い、対応に当たっております。

次に、関係機関との連携強化についてでございます。

町には要保護児童の適切な保護を図り、要保護児童及びその保護者に関する情報の交換、支援内容の協議を行うため、要保護児童対策地域協議会を設置しております。これまでも西濃子ども相談センター、垂井警察署はもとより、医師会、保健センター、小・中学校、保育園など、町内各機関が児童虐待に関する情報を共有し、連携して対応してまいりましたが、たび重なる痛ましい児童虐待の報道を受け、今年度当初に行いました個別ケース検討会議においても、関係各機関が連携を密にし、事案に対応していくことを改めて確認し合ったところでございます。

続きまして、3つ目の御質問。

育休退園制度についてでございます。

まず、育休退園した園児の数でございます。

今年度は4月から5月末までの2カ月間で2人が退園されております。2人とも3歳以上児で、うち1人は幼稚園部のほうに移られています。

また、昨年度は25人の園児が育休退園をされています。そのうち14人は3歳以上児で、全員が幼稚園部に移られましたが、11人の3歳未満児は退園されています。

その際、園児の保護者の方から苦情のようなお声は伺っておりません。

さて、当町の保育の必要性の認定及び利用に関する規則には、子ども・子育て支援法、施策規則に準じて、育児休業をする場合であっても、既に保育を利用しているお子さんが継続利用を必要であると認められる事由がある場合には、受け入れを可能としています。

一方で、3歳未満児の場合は、特に保育士数など、園の受け入れ体制の確保が困難であるため、真に保育に欠ける御家庭の保育ニーズに安定して応じられる環境が損なわれないよう、保育環境を確保することが優先と考えております。

昨年の例を挙げますと、年度途中で退園された3歳未満児は、育休退園児を含めまして延べ19人でございます。逆に、年度途中で延べ20人の3歳未満児を受け入れており、この中には当然保護者の方の復職を理由に入園されているお子さんもおられます。

議員のおっしゃるとおり、園児が園の生活になれたころに退園するということは、お子さん

にとって大変大きな環境の変化かと思えます。しかしながら、育児休暇中は上のお子さんともゆっくり触れ合っただけの機会でもあります。御家庭での保育が大変なときには、一時的保育を利用していただくこともできますし、お子さんとともに子育て支援センターにお出かけいただくことで、ほかの利用者の方と交流を深めていただくこともできます。

また、年度途中で保護者の方が育休から復職される場合には、優先的に入園予約ができるよう、通常の入園申込期間に先行する受け付け期間を設けることにより、配慮しているところもごさいます。

以上、中村議員からの2つ目と3つ目の御質問に対する答弁とさせていただきます。

御理解のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 7番 中村ひとみさん。

〔7番 中村ひとみ君登壇〕

○7番（中村ひとみ君） ありがとうございます。

再質問をさせていただきたいと思えます。

まず自転車保険に関することですが、国や県の動向ということでありましたが、例えば保険というのは通学や通勤を含め、皆さんにかかわってくるものでありますので、例えば自転車購入時とかレンタルの場合に、購入者や利用者が保険に加入しているか確認をしていただけるような、そういう体制というか、周知を町としてできるのではないかと思います。

そこら辺のことをちょっと1点お尋ねしたいと思えます。

児童虐待防止についてでございますが、先ほど課長さんからも説明がございました、妊娠から出産、子育てまで、切れ目のない支援を行うということで、子育て世代包括支援センターが新設をされております。安心して子供を産み育てられる環境の整備がさらに進むと期待をしているところであります。

児童相談所とDV被害者支援を行う県の配偶者暴力支援センターというものが設置をされているのですが、児童虐待と、子供の虐待だけではなく、DVの双方から親子を守る体制強化を進めることが重要ではないかと思います。

先日、テレビ報道で出されたんですが、名古屋市と愛知県警が児童虐待に関する情報を共有する協定を結んだことによりまして、児童虐待の緊急性の高い情報が3倍になったという報道がされておりました。

骨折など重篤な事案に関して警察に情報提供をしていると思えますが、児童虐待に関する全ての事案を共有することによって、未然防止の強化につながるのではないかと思います。特に、悪質な事案に対して立入調査、臨検などの対応をいち早く行うために、特に警察との連携強化は必須ではないかと思います。その点について、お考えをお聞かせください。

育休退園の見直しについては、なかなか厳しい状況ではあるとは思いますが、その保護者の健康状態とか、そういうものに対して対応ができないのか。垂井町としても人口減少が進む中で、第2子、第3子の出産・育児に専念していただける環境をまずは確保することが大事では

まず1点目、改めて三現主義、町民目線とは。

次に、2点目としまして、どのような御経験やお声から、この三現主義、町民目線が大切とお感じになられたのかをお尋ねをしてみたいと存じます。

続いて3点目、人口減少問題を初めとされ、さまざまな課題に適応した取り組みが急務とお考えとのことでもあります。それらに対して新しい感覚で大胆に取り組んでいかれる御決意は広報「たるい」にても御案内のところでもあります。

選挙戦中、福祉政策や教育政策に関しての御提案が少ないように感じましたが、所信表明では少し触れられていたかと存じます。

これからの時代、垂井町は我が町の子供たちを大切に思っているよとの思いが伝わる、未来を担ってくれる子供たちへのより一層の投資が大切であります。そして、障がいを持たれた方や御高齢の方への不安解消につながる「大丈夫だよ」を御実感いただける、安心して暮らせる居場所づくりへの投資も重要であります。

皆様からお納めいただいている大切な税金がしっかりと還元され、私たちの声がちゃんと届いていることがわかる、具体的な取り組みに大いに期待をさせていただきたいと存じます。

ただ、福祉や教育のみならず、先ほどの同僚議員の質問に対する御答弁にもありましたように、先送りされている事業や、町内山積課題には、町長も御認識深く、企業誘致や国府の整備、マルシェ構想など具体的に踏み込まれたものもあります。中には、多額の投資が継続している事業もあります。それらを御提案された一方で、所信表明の最後、垂井町の財政指標のお示しがあり、大型事業により悪化しているよとのことでありました。

今後の財政シミュレーション次第では、町長みずからさまざま御提案していただき、町民皆様が御期待をされた事業実現時期に、危機感を持っておられるとのこと。御就任早々、危機意識の高さはさすが行政御経験者であると敬意を表します。

そして、それら諸課題に対し、新しい感覚や大胆にと繰り返し御発言されることに大変歓迎すべきと考え、その手法に関心が寄せられているところでもあります。

町長御提案の給食費無料化や高校生まで医療費無料化の実現などは、これまでも提言があったにもかかわらず実現されなかった、期待度の非常に高い取り組みであります。困難な時期だからこそのお考え、まさに「新しい感覚」が「大胆に」は、この事業実施が大いに当てはまっていくのではと考えます。またそれには、比較的福祉や教育に関心度が高いとされる女性目線、母親目線が十分に取り入れられることも重要であると考えます。

当然のことながら、男女問わず町民皆様のお声が反映される垂井町でなければなりません。新しい課が設置され、女性課長さんがいらっしゃる。そして、今議会には2名の女性議員がいる垂井町。これまでは文字や言葉だけだったような女性活躍であります。垂井町は女性活躍が実践的に到来している新たな時代に、何を急務と考え、新しい感覚や大胆にはどのような手法であるのか、具体的にお示しをいただきたいと存じます。

また、4点目としましては、町長、各所で御発言のある痛みを伴うことについてであります。

一般的に行政が発信するところの痛みは、何かしらの改革を推し進めることかと認識しております。痛みは歓迎できませんが、この先安心して暮らすことのできるサステイナブル、持続可能な垂井町を目指す上では、大変重要な意味を持つと考えます。

そこで町長は、その痛みについては何を持って痛みとお考えであるのか、具体的にお示しいただきたいと存じます。

次に、5点目としまして、町長所信表明にもありましたように、町内外問わず、川崎市の全国事例を挙げられ、大変心が痛かったです。予期せぬ事故や事件に対する備えについてが述べられております。ここで、あってはならない事故や事件が発生している現状を踏まえ、住民の生活、体、命を守るについて、安心・安全日本一の町を目指していただきたいと御提言いたします。これらに対しまして、町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 木村議員の大きい1点目、新町長に問うについて、私みずからお答えをさせていただきます。

初めに1点目の三現主義、町民目線とは、それから②の三現主義、町民目線が大切と感じた理由について、御回答をさせていただきます。

私は、町長選挙に臨み、わかりやすい対立軸として三現主義、町民目線という政治姿勢を訴えてまいりました。

三現主義は申すまでもなく、役場の町長の椅子に座っておらず、みずから現場である町内へ出向き、現物に直接触れ、現実を捉える活動をすることです。

大切だと感じた理由につきましては、私は選挙戦を通じて、改めてこの三現主義の重要性を痛感いたしました。問題、課題は現場にヒントありと、町民の皆さん、議会と行政が共通認識を持って課題の解決に臨むために、三現主義の遂行は不可欠と、そのように思っております。

あわせて、町民目線、これは課題の解決は、当事者、利害関係者である町民の皆様方と同じ目線でなければならないという、その姿勢でございます。なれてくると、ややもすれば上から目線になりがちでございますので、これは避けなければならないと、そのように思っております。

以上が、私が申します三現主義、町民目線の意味と、大切だと感じた理由でございます。よろしく願いいたします。

次に、③の女性活躍が実践的に到来している新たな時代に、何を急務と考え、新しい感覚や大胆にはどのような手法であるかについて、お答えをさせていただきます。

人口減少社会の中で、新しい感覚で大胆に取り組む決意についてお尋ねがございました。

選挙戦中の福祉政策やあるいは教育政策に関しての提案が少なかったのではとの御指摘もございました。役場に在職中、福祉畑あるいは教育畑の経験が少なく、得意分野ではなかったことが関係したかもしれませんが、福祉、教育についても重要施策に変わりはなく、関心は高く

持っておるところでございます。

加えて、女性目線、母親目線の政策も大切だと、議員と同様でございますので、今後とも引き続きの積極的な御提言をお願いしたいと、そのように存じます。

令和という新しい時代となり、私自身も垂井町の新リーダーとさせていただきました。このときに当たり、まさに新しい感覚で大胆にという表現をさせていただいたものでございます。具体的な手法につきましては、まさに三現主義、町民目線の政治姿勢の中で、議員の皆様と議論を交わしながら編み出してまいりたいと、そのように考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、④の痛みを伴うことについて、何をもって痛みと考えるのかとのお尋ねでございます。

住民、議会、行政の三者が協働してまちづくりを進めるという基本理念において、この三者はそれぞれ、時には利害関係にあり、住民だけ捉えましても、年齢も違いますし、住んでいる場所もそれぞれ違うわけでございますけれども、そういった利害関係の関係があると思っております。痛みを伴うこととは、こうした利害関係ある者が、利害の垣根を乗り越えることであろうかと、そのように思っております。

例えばルールを変える、あるいは施設を変更することで、今まで受けてきた行政サービスを受けることができなくなることもございましょう。これがいわゆる痛みを伴うということで、私は使わせていただいたところでございます。

今日まで利害関係者によるごたごたを避けるために、あるいは問題、課題の先延ばしをしてまいりましたけれども、もうそろそろ英断を持って解決に取り組まないと、子や孫に迷惑ばかりを残すこととなります。

令和の時代に新しい感覚で、山積する課題にも大胆に取り組んでまいる決意でございますので、議員各位の御理解、御協力もぜひお願いしたいと思っております。

最後に、5つ目の安心・安全日本一の町に関する考え方について、町民目線の政治と関連してお答えをさせていただきます。

議員も申されますとおり、例えば福祉や教育の分野については、女性目線、母親目線が十分に取り入れられることが重要であると、私も考えております。しかしながら、これに限らず、私の考える町民目線の町民には、多種多様な方がおられると思います。例えば女性と男性、母親、父親と子供、高齢者や若者、子供といった各年齢層、障がい者や要介護者とその介護者、事業主と勤労者、ひとり親家庭、低所得者、性的マイノリティー、外国人といった人たち。また、価値観も人それぞれであります。

本町に限らず、これからの日本はダイバーシティー、多様性社会の中で生活をしていかなければならないと、そのように考えております。

私の言う町民目線は、単一的な目線ではなく、町民の方の多種多様な目線として捉えております。そしてこの目線の先には利害関係が相反する場面も想定され、町民全体のコンセンサス

を図る中で調整を進めていく必要があると、そのように考えており、また決断が求められることもあろうかと考えております。

これが私の言う町民目線の政治でございます。そしてそのコンセンサスを図る上で、最大公約数の基本となる判断基準こそ、議員がおっしゃってみえる住民の生命と住民の生活と命を守ること、加えて安心・安全であると、そのように考えております。

この判断基準につきましては、単に事件、事故あるいは防災といったことにとどまるものではございません。地方行政に与えられたミッションであると考え、町政の推進に当たってまいりたいとそのように思っております。議員の皆様にも、引き続き御理解と御支援をお願い申し上げます。

以上、木村議員の御質問に対する私からの答弁とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 10番 木村千秋さん。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） 御答弁ありがとうございました。

再質問をさせていただきたいと存じます。

ちょっと順番は逆に申しわけありませんが、まず5点目のほうの安心・安全のほうから入っていきたいと思いますが、天津市の事故もございました。それを受けて県内各市町が早急に対策を練られたところがある。各務原市さんなんかは本当に一番早く、全国的ニュースにも取り上げられましたように、危険箇所の点検を行って、早急に市民の方の命を守る対策というのを、全課を挙げて取り組まれたということを知り及んでおります。

ぜひそういったことも、我が町垂井町でもお願いをしてまいりたい。先ほどの早野町長さんの御答弁にありましたように、大切にしていきたいということで、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

そして1点目、2点目。なるほどと、そのとおりの思いました。

町長席に座りっ放しで、それではなくてとにかく動いていくよと、現場の声をどんどん聞いて生の声を聞いて反映していきたいよと、そういったお声を大切になさっていると、そちらにおいても本当にありがたいなと思いました。

ある会で、町長さんが壇上からおりて、身ぶり手ぶりでもってして、町民の皆様が目線に立って御挨拶をされる、この行動こそがまさに町民目線であるなど、そういったところをこのスタイルを導入されたことも、3点目にもつながってまいります、新しい感覚というのをもってしてされたのかなと本当に感心しております。

ぜひしっかりと取り組んでいただきたいと期待をしております。私は母親ならではの目線でしっかりとともに頑張りたいと思っておりますが、質問なんですけれども、3点目の事業実施時期。福祉も重要と、そうってお答えいただきました。本当にありがたいです。実際にどういったところの福祉に重点的にあるのかということ、いま一度踏み込んでお答えを

いただきたいと思っておりますが、事業実施時期、これに関しましては、町民視線が一気に町長さんに集まりますね、これ。いつかいつかというのを御期待されておると思っています。それも現場に立たれて非常に多くお声をお聞きじゃないのかなとお察し申し上げます。

ここ数年で、全国的な地方公共団体の単独事業というのが減ってきているんです、自主事業であったりとか。財政難で自主財源確保ということに大変困難をされている、努力をされているという自治体がふえていて、垂井町はそういった町長の掲げられた事業実施に対して、どのように自主財源確保であったりを、どのように具体的に考えておられるのか、いま一度、答弁の内容が薄かったように思いますので、お答えをいただきたいと。

シミュレーション次第ではということを繰り返し申し上げますけれども、そのシミュレーション結果の公表の時期というのは、実際いつなのかなということをおもっています。結果次第ではできない可能性があるのかなと。

所信表明の最後のほうでも、そういったちょっと弱気な発言というのがうかがえました。掲げる前に予想とかをしておられたかとは思いますが、そうした場合、内容を大幅に変更されて、少しでも取り組めるように努力をされていくのか、そういった御姿勢を見せられるのか、あと実施自体をやめにしてしまうのか、いつできないというのを公表していくのかということもお聞きをしていきたいなと思っております。

どんな手法かということに、それが踏み込むと思うんですけれども、議会とも議論を交わしながら編み出していきたいという御発言、現段階でこのようにとどまられたと認識しておりますけれども、例えば手法として何かしらの税金を上げまして御負担をいただく。今ある何かしらのサービスをやめてしまったりとか、継続している事業をやめてしまったり廃止していった財源を生み出していくのか。それがやめてしまうことが痛みというふうに捉えていいのかなと、そんなふうにも思うんですけれども、そのあたり、一度踏み込んでお答えをいただけたらと思っております。

御就任早々慎重になられるのはよくよく理解できます。しかしながら、繰り返しますところの弱気な御姿勢であるならば、ともに頑張りましょうよと私はお支えをしたいなと思っております。お励ましもさせていただきたいと思っております。改めて、ここで掲げられましたからには実施するんだという強い思いを、いま一度御決意をお聞かせいただけたらと思っておりますので、こちらをもちまして、私の再質問とさせていただきますと存じます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 木村議員の再質問にお答えをいたします。

まず、さきに掲げられました大津市の、5点目の件でございますけれども、実は保育園の散歩コースの点検でございますけれども、即5月の28、30、31日と、緊急に警察、あるいは関係する建設課、それから企画調整課、子育て推進課も含めて点検を行わせていただきましたので、御報告をさせていただきたいと思っております。

それから③に関連して、自主財源をどう獲得していくんだといったことをございますけれども、まだ就任して私、直接の予算をとったものから自主財源云々というところには至っておりません。もう既にスタートを切っておりますので、私自身がどう考えているかといった点についてお答えしたいと思いますけれども、御案内のとおり、北部にございます離山、近々に12月に工事が完了するというふうに担当のほうから報告を受けておりますので、さてどういった企業を持ってくるかというところに今、来ております。議会中でなかなか現課とも調整しておりませんが、早速私来週から関係の課長同席で企業をどこにするかということに着手したいと思っております。これがまず自主財源の獲得の大きな事業メニューでございますので、御理解いただきたいと思います。

それから、慎重なる姿勢はやむを得ん、ありがとうございます。安全運転で、私実は事故をやったことはございませぬ、自動車の。そういったようなことから、何も政治姿勢のみならず、私の慎重なる姿勢は今日まで61年間培ってきたものでございますので、行政にかかわっておったからこそ、財政シミュレーションという言葉を幾多に使っておりますけれども、これは行政執行していく上で、培った一つのツールといたしますか、そこを必ずチェックせずして決断はできないという姿勢でおりますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（後藤省治君） しばらく休憩いたします。再開は13時15分といたします。

午前11時36分 休憩

午後1時16分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

13番 栗田利朗君。

〔13番 栗田利朗君登壇〕

○13番（栗田利朗君） 午前中に、私の質問したいことは皆さん大分言われましたけれども、議長の許可を得ましたので、通告に基づきまして一般質問をさせていただきます。

町長の選挙公約について。

早野町長は、平成31年4月21日執行の垂井町長選挙公報に、自分の信念に基づき選挙公約を発表され、見事町民の皆様ご支持を得られ初当選されました。その公約の内容は、16年も続くマンネリ町政を一新します。議会議員提言、自治会要望を重視し、三現主義で町民目線の政治を進めます。皆様と元気な垂井町を取り戻します。

政策の一例として、小・中学校給食費の無料化を順次実施します。玄関先まで送迎する高齢弱者向けの乗り合いバス、タクシーを導入します。障がい者のデイサービス、働く場所の支援の充実とともに、障がい者年金窓口を役場に設けます。予期せぬ自然災害に対し、自主防災活動を支援します。あわせて消防団員の処遇改善（年間報酬の見直し）を行います。名古屋のベッドタウンとして町の人口増を図るため、名古屋駅―米原駅間運行本数及び大垣直通列車増加を、沿線自治体と連携し、JR東海への働きかけを強力に進めます。生きたまちづくりをテー

マとした観光事業を推進します。一例として、中山道垂井宿のマルシェ（市場）、（仮称）南宮大社ありがたや横丁、美濃国府史跡整備など。都市計画、市街化区域の見直しをします。役場移転後の跡地活用。高校生までの医療費の無料化を実現しますなど9項目を掲げられ、その公約に町民の皆様は期待して、新町長の誕生となりました。そこで、幾つか質問させていただきます。

政策の一例として9項目述べられていますが、全てとは言いませんが、何年計画で実現される予定ですか、お尋ねします。

また、早野町長は所信表明の中で、財源については垂井町公共施設等総合管理計画に述べられている機能集約などによる施設総量及び管理運営費の縮減により捻出すると言われました。しかし、相当な財源が必要となってくると思われますがいかがでしょうか、お尋ねします。

小・中学校給食費の無料化を順次実施しますと公約されていますが、順次実施ではなく一気に実現しないと意味がありません。町民の皆様は、来年度から実施されると思って期待していますよ。また、高校生までの医療費無料化を実施しますが、所信表明の中では、財源措置が可能になり次第実施したいと変わっています。変わった理由は何かありますか、お尋ねします。

私は、平成30年3月の一般質問の中で、市街化調整区域では住宅の建築や企業立地などの開発行為が著しく規制され、過疎化・高齢化の進行と相まってこの地域の活性化を阻害する大きな要因となっています。垂井町においては、岩手地区と栗原地区の人口が特に減っています。岩手小学校の生徒は、平成29年度105名、平成30年度96名と年々減りつつあります。65歳以上の高齢化率、岩手地区では40%を超え一番高く、中でも、ある自治会では50%を超えている自治会もあります。この際、都市計画の線引き制度の見直しではなく、大垣都市計画から脱退する考えはありますかという質問をしました。市街化調整区域の規制緩和をすることも可能ということがございます。第6次総合計画の中で進めてまいりたいと考えておりますと答弁をいただいた経緯もございます。早野町長は、公約の中で都市計画、市街化区域の見直しをしますと言われていますが、見通しがおありでしょうか、お尋ねします。

今年度の予算は決まっておりますが、補正予算などを組んで今年度中に公約に向かって進まれる項目もあるのかお尋ねします。また、前町長の進めてこられた路線ほどの程度引き継がれていかれるのか、お尋ねします。例えば、残り2園のこども園構想、小学校の統廃合はしない、また町長がかわったので全てを白紙にして見直しされて進まれていくのか、早野町長の所見をお尋ねいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 栗田議員の町長の選挙公約について、お答えしたいと思います。

数々の御提言をしていただき、まことにありがとうございます。

町長就任にかかわる私への質問だと思えますけれども、実に9項目の公約について何年計画で実現するのか、そしてまた、小・中学校の給食費の無料化、高校生までの医療費の無料化に

〇〇〇〇〇。

私のほうからは、大きく広域連携というタイトルで進めさせていただきます。細かな点は3点にわたり御質問させていただきますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

では、一般通告に従いまして質問させていただきます。

財務省による財政制度等審議会分科会では、地方財政の改革方針が示されました。今後の人口減少に合わせて、ふえ続ける地方自治体の一般職員の数を減少する試算、3万人減を提示しております。その効率化策では、近隣自治体で事務を一括処理する取り組みを促したと新聞報道にもありました。新聞に掲載されたとおり、今後の地方自治体が効率的行政運営を遂行するためには、それぞれの自治体において運営、事務処理をしてきた業務を近隣自治体と協力して行うことで、これまでのサービスを低下させず、行政コストを抑えることが可能となります。まずは近隣自治体と連携できる業務、または事業も含め個別に精査をし、その後どの自治体とどのような枠組みで取り組めるかを検討し、できる業務、事業から順次取り組む必要があると思います。特に、個別の事業で連携していくことから始めればよいのではないのでしょうか。各業務、事業の連携強化が進めば、新聞報道にあるように事務を一括処理できる広域連携も可能になるのではないのでしょうか。こうした状況を念頭に置いて、将来の垂井町の方向性を見出し、いくべきと考えます。以下、3つの事例について御質問をさせていただきます。

まず1点目でございますが、町内巡回バスの中継停留所についてお尋ねをさせていただきます。

垂井町タウンバスのこれまでの利用者実績は、3月議会の一般質問における企画調整課長の答弁によれば、平成27年度以降、毎年確実に伸びてきております。このことから、高齢者を含めた運転免許証のない方にとっては、以前よりも利用しやすい巡回バスになったと思われれます。

今後、運行ルートの見直しを検討されているとお聞きしておりますが、まずは不破郡内の関ヶ原町との連携をより深めるために、垂井町と関ヶ原町との中継可能な場所に停留所を設置してはいかがでしょうか。

また、現在垂井町では月曜日から金曜日まで運行しておられますが、垂井町も土曜日の運行を検討されるのはいかがでしょうか。関ヶ原町民で垂井町内にある病院や公共施設、また商業施設等を利用される方もおられましょ。さらに、病院独自で行う巡回送迎にとっても好影響となる可能性もあります。また、垂井町民で関ヶ原町に建設される古戦場記念館や史跡等を訪れる方もありましょ。今後、両町にとって町民同士の交流が深まり相互関係がより親密になることは、決して悪いことではありません。また、互いの町内の商業者にとっても、それぞれの町民の誘客につながる可能性も否定できません。現在池田町が行っておられる垂井駅と池田温泉を送迎するサービスも、互いの連携を深めるよい機会となっているように感じております。

私は、交流人口の増加には、目に見えないメリットがあると思っております。今後は町民同士の日常の交流を広げていかなければなりません。先を見据えた広域連携にとっては、よりよい関係を構築できると私は確信をしております。まずは、関ヶ原町とできる本事業から初め、

良好な関係を築いていくことが大切だと感じております。この中継停留所設置に係る経費はさほど大きくないように思われますので、関ヶ原町と早急に協議・調整をし、検討されるように強く希望いたします。

次に2点目、観光事業についてであります。

観光にまつわる事業は、まさに広域で行うことのメリットが大きいように思われます。近隣市町とのイベント交流や相互の情報発信によって、その地を訪れた多くの観光客にも垂井町をPRするよい機会になっています。さらに、広域での観光ルートを確立することは、旅行会社へのセールスアプローチとしても効果が期待されます。より広域となる連携を深めた後は宿泊を伴うコース設定も可能となり、近隣市町はもちろんその先の隣接市町とつながることは、観光にとってさらなるメリットがあると思われます。具体的には、三重県北勢エリアのいなべ市、滋賀県東近江エリアの長浜市や米原市など、さらなる広域観光をきっかけにして観光事業が連携強化を発揮する時代が来たと言えます。

しかしながら、一気にその関係が築けるものではありません。確実に近隣市町となる関ヶ原町、養老町、池田町、大垣市などと強固に取り組むべきと考えます。これまでもいろいろな方向から策を講じてこられたでしょうが、より強固につながるべき時期にあることを認識し、観光を通じた連携強化に取り組んでいただきたいと思っております。就任以来、我が町と関係市町との交流や各所でのPRイベントに取り組んでこられた観光協会会長 早瀬様には、頭の下がる思いでおります。その実績をもとに新町長みずからが近隣市町に出向いていただき、連携に御尽力されますことを切に希望いたします。

続きまして3点目、可燃ごみ焼却施設についてお尋ねをします。

さて、私の議員時代も、多くの議員各位から幾度となく行われてきた一般質問ではないかと思われます。これまでは明確な答弁もいただかず、先送りされてきた案件の一つとして捉えております。ただ施設と設備の延命化だけでは、解決できない時期を迎えようとしております。今後どのような方向性で検討し、将来の垂井町にとって最善の選択は何かを決断しなければならないときを迎えております。

現在、西濃圏域にある施設としては、南濃衛生施設利用事務組合清掃センター、西濃環境保全センターガス化溶解施設、大垣市クリーンセンター、いびがわクリーンセンター、池田町クリーンセンター、そして垂井町クリーンセンターがあります。最近の傾向としては、人口規模の少ない地方自治体が単独で焼却施設を持つ時代は完全に終わり、複数の自治体で組合等を設立して運営に当たることが多くなってきております。南濃衛生施設利用事務組合清掃センターの事例が直近だと思われます。国や県の動向、意向も同様であります。こうした時代の流れの中では、我が垂井町もその流れに沿った方法しかないと思われます。

そこで、現存する組合に入るのか、垂井町と同様の状況を抱えている市町と新たな組合の設立に向けて動き出すのか、いずれかの選択肢以外はないと考えられます。近隣自治体の現状は当然分析をしておられることと思っておりますが、これまでどおり施設の延命化措置と並行しながら、

あらゆる方面から将来を見越した方向性で模索されることを強く希望いたします。

以上3点にわたり、それぞれの担当課にこれまでの経緯と今後の方向性を御説明いただき、早野新町長には今後の広域連携全般に対する考え方、姿勢をお示しいただきたいと思っております。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは1つ目の御質問、町内巡回バスの中継停留所についてお答えをさせていただきます。

初めに、垂井町と関ヶ原町との巡回バスの中継停留所の設置についてのお尋ねであります。

本町はJR垂井駅を公共交通の基軸としており、JR東海道本線を通じまして関ヶ原町と結ばれている形となっております。

議員御提案のとおり、本町の巡回バスと関ヶ原町の巡回バス等を接続させることにより町民相互の日常的な交流が深まるとともに、個別の事業連携を積み重ねることによりまして、将来を見据えた広域連携にもつながるものと考えます。一方、本町の巡回バスと関ヶ原町の巡回バスとは、中継可能とする停留所の設置場所につきましては、地理的要因から現行の設定路線からかなり離れることになると思います。また、運行本数につきましても、現行では本町は1日1ルート8便のところ、関ヶ原町は1日1ルート4便となっております。運行形態がかなり異なります。あわせて関ヶ原町の町民の方の巡回バスの接続に対します切実感がいかほどあるのか、把握する必要があると考えます。

最初に申し上げましたとおり、本町はJR垂井駅を公共交通の基軸とした巡回バスの運行形態を考えております。両町の巡回バスの接続につきましては、関ヶ原町の意向も確認しながら慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、巡回バスの土曜日運行についての御提言でございます。

巡回バスに係ります運行経費につきましては、さきの議員からの一般質問で申し上げたところでありますが、この経費をもとに土曜日に運行した場合における委託料を単純に日割りで計算して試算いたしますと、令和元年度当初予算ベースにおきまして、平日のみの運行が2,350万円のところ、平日と土曜日を運行した場合は約2,800万円で450万円の増、約1.2倍となると試算いたしました。確かに土曜日の運行は利便性の向上につながり、利用者の増加にもつながることが考えられますが、運行経費の増大にもつながるものであります。

今年度は、路線運行の基本となります地域公共交通計画の修正業務を実施いたします。これまでもバス停の新規設置や運行方法の見直しなど、住民の皆様からさまざまな御要望をいただいているところでございます。今年度から実施してまいります高齢者タクシー利用助成事業の需要を見きわめます一方、町長の選挙公約であります高齢弱者向け乗り合いバス、タクシーの導入も勘案しながら、利便性のさらなる向上を目指して巡回バスという現行の運行形態の見直し案を検討してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 藤墳議員の2点目、観光事業についてお答えをさせていただきます。

議員がおっしゃいますように、広域での観光連携は、観光資源を相互に結びつけることで個々の資源の魅力の相乗作用を期待することができ、圏域内での滞在時間をふやし、さらには地域全体の経済に好影響が及ぶことにもつながるものと考えます。

現在、広域観光連携で取り組んでいる事業といたしまして、西美濃広域観光推進協議会の構成員といたしまして、西美濃圏域内の観光ルートに当町の相川こいのぼりや相川堤の桜を含んだツアーを造成し、誘客を進めています。また、西美濃圏域市町に加え北伊勢地域の2市2町で構成される西美濃・北伊勢観光サミットの構成員としての活動として、県外で実施される西美濃・北伊勢観光キャラバンに出展し、当町のブランド認証品の販売を通じ垂井町の認知度の向上に努めております。

次に、県内を通る中山道の宿場町9市4町で構成される中山道17宿連携会議及び「日本歴史街道」美濃・中山道連合や、愛知県から岐阜県の6市2町で構成する美濃路街道連携協議会におきましては、各宿場における誘客イベントを通じ、訪れる方と地元の方々の交流を深めていただいているところでございます。

その他、昨年に関ヶ原町との連携に力を入れ、ふれあい垂井ピア2018におきまして関ヶ原合戦祭りと同日開催することにより、お互いの会場を結ぶシャトルバスを運行し、多くの方が垂井町と関ヶ原町を行き来され、関ヶ原町と連携した武将イベントも実施することにより、垂井町の観光資源を再認識していただくよい機会になったものと感じております。

垂井町観光協会におかれましては、さらに関ヶ原観光協会との連携を深めておられるところでございまして、昨年度は垂井町観光協会にて両町エリア内の観光スポットをめぐるイベントを企画され、これに全国から多数の参加者があり、両町の知名度アップにつながったものと思っております。

これからも前出の広域観光連携を継続しながら、今後は近隣市町と地域内の観光に求められるニーズの変化に対応できるよう情報交換を行うこと、また町と垂井町観光協会それぞれの強みを生かし創意工夫した観光振興に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 住民課長 北村嘉彦君。

〔住民課長 北村嘉彦君登壇〕

○住民課長（北村嘉彦君） 藤墳議員の広域連携におけます3番目、可燃ごみ焼却施設についての御回答をさせていただきます。

老朽化が進みますクリーンセンターの今後につきましては、町の最重要課題の一つであると認識しております。庁舎問題もいよいよ新庁舎完成をもって解決を迎える今、クリーンセンターを新たに建設することになれば用地の取得から建設、完成まで長きにわたる期間が想定され

ること、多額な財政出動を要すること、何より毎日の町民生活に直結する問題であることなど、今後先送りすることが許されない、喫緊に対応すべき課題であることと考えております。

第6次総合計画の都市基盤・環境のテーマにおきまして、クリーンセンターの老朽化に伴う延命措置や新たなごみ処理施設の検討を進めることを戦略に上げ、重要施策の一つとしてその取り組みを進めているところでございますが、現状から申しますと、これまで平成35年、令和5年度までとする延命化計画に基づきまして、延命化工事につきましては前倒しをし今年度までと計画しております。あと10年程度の利用は可能ではないかとの認識でおります。

議員おっしゃいますように、近年の広域連携を推奨する国の動向、この流れに基づきます国の交付金要件などを考慮しますと、当町単独での施設の建てかえは、財政面から見ましても大変難しいことが予想されます。したがって、既存組合への加入か、もしくは新たな組合の設立を行うか、いずれにしても広域連携を視野に入れるべきであると考えております。

かねてより近隣市町の各施設の状況の確認は行っておりますが、新たに当町のごみを受け入れることとなると、施設容量、処理能力の問題や改修工事が必要となるなど相手方の事情もございまして、そのあたりを十分考慮して検討していくことも必要でありますので、何とぞ御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 藤墳議員の、最後に今後の広域連携全般に対する考え、姿勢を示してほしいということでございますけれども、スケールメリットを生かした政策を展開するためには、時に必要に応じて、自治体の枠を超えて広域的な視点から各種の資源の活用、または課題解決を図っていくことは大変重要であるというふうに認識をしております。

議員も申されておりますとおり、共通の課題を解決するためには関係自治体との連携を強めて、広域的視点に立った行政運営を目指すべきというふうに考えておりますので、何とぞ御理解賜りたいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 5番 藤墳理君。

〔5番 藤墳理君登壇〕

○5番（藤墳理君） 御回答ありがとうございます。立派な100点満点の御回答だったかと言われると、僕にとってみれば30点ぐらいかなあというのが正直なところでございます。

明確な答えをいただこうとは思っておりませんが、少なくとも方向性についてはしっかりとしたビジョンを持って取り組んでいかなければならないという、そういう自覚に欠けた回答ではなかったかなあというふうに私は感じております。大変失言をしたとしたらお許しをいただきたいと思っております。

最後に町長に、町長所信表明の中でも当然、人口減少、高齢化に適応した取り組みというのがやはり重要だというふうにおっしゃってましたよね。この点について、やはり何が最も重要だと考えられますかね、その取り組みというのが。僕は、やはりこの広域連携にスポットを

当てたということが、今回の私の一般質問で一番目指したところであります。そうであったか
ないかは別にしましても、町長自身がどのように考えてこの言葉を使われたのかなあというふ
うに、まずはお聞きしたいと思います。

あとは観光面についてですけれども、課長の答弁のとおり、今現在行っていることについて
はそのとおりだと思います。傍聴席に観光協会長もお見えになっておりますので、その御努力
に対しての敬意は甚だ持つておる人間でございますので、それだけではなく、やっぱり今後も
う一歩進めていく、そしてそれがどうしてこの垂井町の観光を支えていく材料になるのかとい
うところまで目的を持って取り組んでいただけたらありがたいかなあというふうに思ってお
りますので、いま一つ踏み込んだ答えをいただけたらありがたいなあというふうに思います。

あとのクリーンセンターの件につきましては、今までと何ら進展もなく、大きなこともない
まま御回答いただいたというふうに認識をしております。課長にとっては大変苦しい答弁だ
とは思いますが、これはもう本当に町長トップセールスで歩いていただいて、各町と手
を取り合う姿勢をきちっとお示しいただければ、僕は事は打開できるというふうにも思ってお
りますので、その点についても町長のお考えをいただきたいと思えます。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） ちょっと新米の町長でございますので少しポイントがずれておるかもわ
かりませんが、広域についての私の考え方は基本的に先ほど申したとおりなんですが、
過日、火曜日だったと思えますけれども、県知事さんと町村の首長さんとの懇談会がございま
した。そのときに知事さんのところで直接私がお話をさせてもらったことの一つに、ほかの首
長さんも見えるんで私だけ占領するわけにはいきません。一つだけお話をさせていただいた中に、
消防の広域で非常に行政経費がかさんで難儀しておりますというようなお話をさせてもらいま
した。いわゆる消防自動車を初め各種の大型車両を抱えて、維持系、ランプがついておるよう
なことから特殊車両という位置づけで、毎年の車検を受けるのにも結構な費用がかかりますと
いったようなことで。そういった折に、うちは関ヶ原町さんと一緒にやっておりますけれども、
それですらそういったような状況にございますといったようなことから広域の消防行政につ
いてのお話を少しさせてもらったんですけれども、大いにやっぱり、これからそういうことを首
長さんが語ってくれって言わしたんですわ。ありがとうございますと言うておきました。

ところが、お隣といえば大垣さんを初め養老町さん、それから北へ行けば池田町さん、それ
から神戸町さんがございますけれども、既に神戸町さんと池田も、たしか大垣の広域の中に入
っていらっしやると思えますけれども、としますと、もう不破郡でやっておりますんでもう2
町はいいんですけれども、お隣のところとの調整が入ってくるわけでございますけれども、ま
だ私、各市町の首長さんと一度の会議しかお会いしておりませんので、これから、午前中の会
議でも副町長の人事案件も入れましたけれども、ようやく私の知将と言われる副町長を自分
の袖に置きながら外商活動にどんどん出向こうと思っておりますので、基本的なスタンスは、同

がってくるかと思えます。

こうした中で、最大の課題となっております人口減少問題であります。本町の将来人口は、自然動態の見通しとしまして2030年までに合計特殊出生率を1.8に上昇し、また社会動態の見通しとしまして、10代から30代の若年層の純移動率を2030年度までに3分の1、2035年以降4分の1に転出抑制を図るということで、2060年の人口2万1,000人を目指しております。第6次総合計画におきましても、2027年、最終年におきまして、2万6,000人の人口を目指すというふうになっております。

まず、その自然動態の合計特殊出生率の基礎データといたしましては、2009年から2013年の5カ年で1.34から1.39の微増傾向にあり、平均1.37となっているところです。ちょうど先日7日に厚生労働省から人口動態統計につきまして発表があり、新聞によりますと2018年の合計特殊出生率は全国平均1.4ということで、岐阜県におきましては1.5人となっております。

そこで1点目ですけれども、総合戦略では最終年度を迎えておりまして、自然動態の推移につきましてお尋ねをしたいと思います。

2014年から2018年の5カ年におきましての合計特殊出生率はどのように推移しているのか。また、2019年の合計出生率を1.6にすると。さらには、2030年までには合計特殊出生率を1.8に上昇させるという目標達成になっておりますけれども、その見通しについて伺います。

続きまして、先ほどの社会動態に目を向けますと、10代から30代の若年層の転出抑制を図るということで2030年の人口2万5,700人としておられるところですが、この目標達成に向けて、総合戦略として当然雇用の創出が上げられております。現在、栗原地区の圃場整備事業におきましては、非農用地の活用におきまして新規企業の誘致、それから既存企業の増設、さらに府中離山工業団地造成事業が進められておりまして、この総合戦略におきます新規企業の誘致ということに関しては、ほぼほぼ目標が達成されているのではないかと思います。こうしたことによりまして、さらに20代から30代の若年層の移住・定住につながり、町外流出を抑制する効果が大変期待されるというふうに思うところでございます。

そこで2点目といたしまして、新規企業の誘致、また既存企業の増設などによりまして産業振興によります雇用が創出されるというふうに考えられますが、若年層の移住・定住に関しましてどのように企業に対して働きかけをしておられるのか、また町外向けに対しまして、こうした情報発信はどのようにされているのかということについて、2点目に伺いたいと思えます。

また、総合戦略の雇用につきましては、本町の強みである工業力を生かし、農業、商業などの多様な産業をバランスよく発展させるため、新たな企業誘致、新規就農者の増加などの施策を進めるということになっております。特に、新規就農者の増加に当たっては、市街化調整区域は、御承知のとおり乱開発を防ぎ農地、森林を守るエリアとして都市計画法に基づき定められた地域でございしますが、住宅の新築、建てかえなどに大変厳しい規制があり、人口の流入というのが進まない現状にあります。

こうした中で、国では市街化調整区域の空き家において移住促進計画を作成し、計画した地

域においては、移住者側からの申請があれば購入できる地域再生法の改正等が検討されているというふうに聞いております。特に、現行法では原則5反以上の農地を持つ者しか農地つき空き家を買うことができない現状にあり、就農希望の移住者に対しましてもこの5反要件が足かせとなり、この5反要件を引き下げる規制緩和の動きがあると聞いております。県内の一部市町村におきましても、こうした5反要件を引き下げているところがあると聞いておるところでございます。

そうしたところで、本町の第6次総合計画におきまして、将来の都市構造の土地利用の方針の中で、市街化調整区域の農地保存ゾーンの農村集落周辺の郊外居住ゾーンを設けておられます。特に、栗原圃場整備事業における非農用地の活用により、新規企業を誘致した集落周辺における新規農業就労者あるいは新規企業への就労者に対して、移住・定住しやすい農地の規制緩和が大変必要になってきておるのではないかと考えられます。この結果として若年層の移住・定住につながりますれば、社会動態と同時に自然動態としても人口増加に寄与するものと考えられますが、いかがでございましょう。

また、大垣都市計画地区のマスタープランの中におきまして、市街化調整区域の土地利用について、市町のマスタープランで具体的な地域を定めた上で、適正な土地利用と計画的な施設整備を検討するということになっております。先ほど来、同僚議員の中から今後の市街化調整区域の土地利用につきまして質問がございましたが、もしこの点、具体的に見解がございましたら町長の所見を伺いたいと思います。

以上、最後になりましたけれども、答弁を期待しまして私の質問とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（後藤省治君） 町長 早野博文君。

〔町長 早野博文君登壇〕

○町長（早野博文君） 角田議員の御質問にお答えをいたします。

まず1つ目の自然動態の推移の見通しについて、お尋ねがございました。

今般、厚生労働省は、合計特殊出生率は3年連続で0.01ポイント低下し、2025年度の希望出生率1.8の実現にはほど遠いと発表いたしました。垂井町では、合計特殊出生率、2030年の1.8の目標を掲げております。雇用の創出策といたしましては、雇用の創出に直ちに結びつくような優良製造業者誘致など第6次総合計画に基づく施策を展開し目標達成を目指してまいりますので、御理解賜りたいと思います。

次に、2点目の若年層の定住・移住に向けての企業への働きかけ、町外に向けての情報発信の現状については後ほど担当課から答弁させますので、あわせて御理解願いたいと思います。

次に、3点目の今後の市街化調整区域の土地利用についてのお尋ねでございましたけれども、先日、JR東海の柘植会長の講演を聞く機会を得ました。いわゆるリニア新幹線が開通いたしますと、垂井町を含むこの地方の交通アクセスが格段によくなるという、大変うれしい話をお聞きしたところでございます。垂井町は名古屋市ベッドタウンとして発展の可能性もござい

まして、名古屋駅から米原駅間の運行本数及び大垣駅直通列車増発が実現すれば定住人口増に結びつくものと、そのようにも理解いたしておりますし、あわせて都市計画、市街化区域の見直しも人口減少対策の一つの方策だと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

私からの答弁は以上とさせていただきます。なお、詳細につきましては、それぞれ担当の課に答弁させますので御理解願いたいと思います。

○議長（後藤省治君） 企画調整課長 木下誠司君。

〔企画調整課長 木下誠司君登壇〕

○企画調整課長（木下誠司君） 私からは、初めに1つ目の御質問、自然動態の推移の見通しについてお答えをさせていただきます。

初めに、2014年から2018年までの5カ年の合計特殊出生率の推移につきましては、2014年は1.41、2015年は1.19、2016年は1.37、2017年は1.27、2018年は1.32となり、平均で1.31となっております。

次に、この合計特殊出生率の目標達成の見通しについてのお尋ねでございます。

まち・ひと・しごと創生総合戦略におきまして掲げております2019年における合計特殊出生率の目標値であります1.60は、先ほどの合計特殊出生率の推移から見まして急激に数値が動く可能性はなく、達成は困難であると考えております。この創生総合戦略に取り組んだ形で策定いたしました第6次総合計画では、将来の目標人口として2027年に2万6,000人の人口を維持することを目指しております。これを踏まえ、2022年における合計特殊出生率の目標値を1.6と改めて設定したところであります。この目標に向けまして、第6次総合計画の人口減少抑制戦略に基づく施策を展開し、目標値達成に努めてまいりたいと考えております。

また、2030年におきます合計特殊出生率の目標値1.8の目標達成につきましては、第6次総合計画の計画期間の中で重要業績評価指標との連動を図り、効果があると考えられる各種施策に積極的に取り組み、目標値達成に努めてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、2つ目の御質問、若年層の定住・移住に向けての取り組みについてのうち、町外向けにどのように情報発信をしているのかについてお答えをさせていただきます。

今般、町ではタウンプロモーション誌「垂井で暮らすきっかけ本」というものを作成いたしました。この冊子は、主に若年層に向けまして、垂井町を知ってもらい移住のきっかけづくりとなるよう、観光だけではなく行ってみたくなるお店の紹介や、垂井町の教育や暮らしやすさなど、垂井町の魅力を紹介するものであります。また、この冊子は町外、県外への配布に主眼を置いており、東京、名古屋、大阪にある清流の国ぎふ移住・交流センターへ配置をお願いしております。

また、一方、昨年度、垂井町はふるさと回帰支援センターに会員登録をいたしました。このセンターは、東京の有楽町の駅前ビルの中にありまして、移住相談やI J Uターンのサポートなどを行っており、移住相談窓口が設置されております。岐阜県のブースには、パンフレット

や資料が常設されているだけでなく移住相談員が1人配置されておりまして、移住の不安や悩みを相談することができるようになっております。この相談窓口や移住相談員は、垂井町の魅力を発信していただく重要な場所であり、人でありますので、積極的に連携をとってまいります。

一方、西美濃創生広域連携協議会も、西美濃地域定住促進PR事業を推進し、首都圏や関西圏、また名古屋市でのさまざまなイベントや移住フェアなどに参加しまして、垂井町のPRに努めてまいりたいと思っております。移住・定住につきましては、一朝一夕には成果が出るものではないかと存じます。しかしながら、人口減少抑制戦略における社会減対策として重要な施策であると考えておりますので、今後はさまざまな媒体を活用したタウンプロモーションを通じて移住・定住に取り組んでまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） 産業課長 太田宣男君。

〔産業課長 太田宣男君登壇〕

○産業課長（太田宣男君） 角田議員の2点目、若年層の定住・移住に向けての取り組みについてのうち、産業課から企業に対しての働きかけ及び情報発信についてお答えをさせていただきます。

現在垂井町では、町内居住者の雇用拡大を目的とし、垂井町企業立地奨励金の一つとして雇用促進奨励金を交付することとしており、企業の新設や町内企業の増設、移設による操業開始に伴い1億円以上の固定資産を投下し、新たに雇用した従業員が交付要件を満たした場合、1人につき10万円、限度額500万円までを交付することとしております。

この制度により、本町に居住する方を雇用しやすく、町内若年層の流出防止及び本町への移住促進を図っております。企業から増設、移設等の相談があった場合には、垂井町企業立地奨励金の説明とあわせ、本町に居住する方を積極的に雇用していただくようお願いしているところでございます。

そのほかにも、各地で開催される企業展への参加の際にはタウンプロモーション誌である「垂井で暮らすきっかけ本」や「企業立地ガイド垂井」を用いて、出展企業や来場者に対して本町の魅力や情報を発信しております。

また、昨年度は高校の先生方と地元企業の交流会が岐阜労働局により開催され、その際には町内企業を訪問し、積極的な交流会への参加を企業にお願いしております。

今後も雇用促進奨励金とあわせ企業に協力を仰ぎながら、若年層の定住・移住に向けて取り組んでまいりますので、御理解賜りますようよろしくお願いいたします。

続きまして3点目、市街化調整区域の土地活用のあり方についてのうち、産業課から5反要件の緩和についてお答えをさせていただきます。

5反要件とは農地取得の下限面積のことを指し、農地を取得しようとした場合、経営面積が小さいと生産性が低く、農業経営が効率的かつ安定的に継続して行われなことが想定されることから、取得後の農地面積が一定以上にならないと農地法の規定により許可されないとする

ものでございます。具体的には、農地取得後の経営面積が原則として50アール以上必要であり、その基準については、平成21年の農地法の改正によりまして、地域の実情に応じて各農業委員会の判断で、50アール未満の別段の面積を定めることが可能となりました。

当町においては下限面積を50アールに設定しておりますが、現時点で農地の利用集積や担い手農家の育成が進んでおり、また遊休農地も極めて少ない状況となっております。したがって、農地の権利取得の下限面積について、50アール未満の別段面積を設定しなくても農地の集積が進まず遊休農地が発生するといった懸念が少ないことから、別段面積の設定は必要ないと考えております。

一方で、議員がおっしゃって見えます就農希望移住に対する農地つき空き家に関してでございますが、県内では、平成31年3月末現在で10市町村において、空き家バンクに登録された空き家に付随する農地を取得する場合には、0.01アールから1アールの範囲で下限面積を設定しています。今後、空き家バンクを所管します企画調整課と連携の上、下限面積の決定機関である農業委員会において、その妥当性について改めて協議をいただこうと考えております。

あわせて農業者を含めた新規就労者が移住・定住しやすい環境を整備するために、農地法関連の規制緩和については国や県へ要望してまいりますので、御理解を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（後藤省治君） 建設課長 立川昭雄君。

〔建設課長 立川昭雄君登壇〕

○建設課長（立川昭雄君） 私のほうからは、角田議員の3点目の御質問、今後の市街化調整区域の土地活用のあり方につきまして、建設課で所管しております都市計画の観点からお答えさせていただきます。

当町の都市計画は、大垣都市計画区域として、都市計画法に基づき無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を促進する市街化区域と、農林業の振興や自然環境の保善を図るため、転入者が住むための住宅新築や既存住宅の増改築などが規制され、市街化を抑制する市街化調整区域とに区分がなされ、今日までの垂井町の発展に寄与してきたところでございます。

しかし、一方で、議員がおっしゃいますとおり市街化調整区域の各地域では人口減少などが進行し、地域活力の低下とともに、地域コミュニティーの維持は当町に限らず他の自治体におきましても大きな課題となっているところでございます。

町では、第6次総合計画と合わせてまちづくりの根幹となります垂井町都市計画マスタープランの見直しを今年度から来年度にかけて進め、見直しに当たりましては地域の皆様の意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。しかし、市街化調整区域での土地利用につきましては、その制限する大きなものとして農地法や都市計画法のほかさまざまな法律がございますので、問題の解決には複合的な検討が必要となってまいります。加えて重要になってまいりますのは、やはりその実現に向けた手法でございます。先ほどの質問でも町長が申し上げましたとおり、都市計画におきましては、地区計画等の具体的手法の検証や、開発許可権者であ

る県に対する規制緩和の積極的な要望を通して進めてまいりたいと考えておりますので、御理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これをもって、一般質問を終了いたします。

しばらく休憩いたします。

午後 2 時 26 分 休憩

午後 2 時 45 分 再開

○議長（後藤省治君） 再開いたします。

日程第 2 決議第 1 号 議員の辞職勧告に関する決議

○議長（後藤省治君） 決議第 1 号 議員の辞職勧告に関する決議を議題といたします。

地方自治法第 117 条の規定により、1 番 太田佳祐君の退席を求めます。

〔1 番 太田佳祐君退場〕

本案に対する提案者の説明を求めます。

10 番 木村千秋さん。

〔10 番 木村千秋君登壇〕

○10 番（木村千秋君） ただいま議題となりました決議第 1 号 議員の辞職勧告に関する決議について御説明させていただきます。

太田佳祐議員による事件はまことに遺憾であり、今日に至ってもまだ自己責任がとられていないというところから、議員辞職勧告決議案を提案することといたしました。

決議案を朗読いたしますので、よろしくお願いいたします。

決議第 1 号 議員の辞職勧告に関する決議。

太田佳祐議員は、平成 31 年 4 月 24 日に配偶者に対する傷害の疑いで逮捕され、令和元年 5 月 14 日に傷害罪で略式起訴された。

このことについては、マスコミ等で取り上げられ、厳しい批判を受けることとなった。

議会の名誉を傷つけ、町民の信頼を著しく失墜させたこの行為は許されないものであり、道義的、政治的にもその責任は極めて重い。

よって、ここに太田佳祐議員に対し、議員の職を辞するよう、決議をもって勧告するものである。

令和元年 6 月 12 日。岐阜県垂井町議会。

以上が議員の辞職に関する決議についての説明でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立により行います。

決議第1号 議員の辞職勧告に関する決議は、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

〔1番 太田佳祐君入場着席〕

日程第3 決議第2号 議会の信頼回復に関する決議

○議長（後藤省治君） 決議第2号 議会の信頼回復に関する決議を議題といたします。

本案に対する提案者の説明を求めます。

10番 木村千秋さん。

〔10番 木村千秋君登壇〕

○10番（木村千秋君） ただいま議題となりました決議第2号 議会の信頼回復に関する決議について、御説明させていただきます。

太田佳祐議員による事件はまことに遺憾であり、議会としても今後襟を正し、議会の信頼回復に努めていこうということで、本決議を提案することといたしました。

決議案を朗読いたしますので、よろしくお願いいたします。

決議第2号 議会の信頼回復に関する決議。

今回の本議会議員による傷害事件は、議員としての政治倫理に背く行為であり、我々議員一同は町民の批判を謙虚に受けとめるとともに、深く憂慮するものである。

この件を一個人の問題としてとどめることなく、真摯に受けとめ、みずからの行動を律していくことを誓うものであります。

今後、町民全体の代表者として公正で民主的な町政の発展に寄与するとともに、法令を遵守し、二度とこのようなことがないよう、信頼を回復するために全力を尽くすことを、ここに決議をもって表明するものであります。

令和元年6月12日。岐阜県垂井町議会。

以上が議会の信頼回復に関する決議についての説明でございます。

よろしく御審議の上、御賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長（後藤省治君） これより質疑に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたします。

これより採決に入ります。採決は起立により行います。

決議第2号 議会の信頼回復に関する決議は、これを原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

総員起立であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

以上で本日の議事日程は全て終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

午後2時53分 散会

上記のとおり会議の次第を記載し、その真正なることを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

垂井町議会議長 後 藤 省 治

会議録署名議員 江 上 聖 司

会議録署名議員 中 村 ひ と み